

# 第1編 総則



## 第1編 総則

第1章 総則 .....	1
第1節 計画の目的 .....	1
第2節 計画の性格 .....	1
第3節 計画の修正 .....	1
第4節 用語 .....	1
第2章 市域の災害環境・特性 .....	3
第1節 市域の自然環境 .....	3
第2節 市域の社会環境 .....	6
第3節 風水害被害事例と計画の前提条件 .....	10
第4節 地震被害想定と計画の前提条件 .....	16
第5節 市域の防災課題 .....	34
第3章 防災関係機関の実施責任と業務の大綱 .....	35
第1節 実施責任 .....	35
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱 .....	36
第4章 防災ビジョン .....	41
第1節 防災ビジョンの基本目標 .....	41
第2節 防災ビジョン達成への施策 .....	42
第5章 地震防災対策 .....	44
第1節 地震防災対策アクションプログラム .....	44
第2節 地震防災施設緊急整備計画 .....	45



# 第1章 総則

本計画の目的、性格等は、災害対策基本法等を踏まえ、次のように定めている。

## 第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（1961年（昭和36年）法律第223号）第42条の規定に基づき、橋本市防災会議が作成する計画であって、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、その有する全機能を有効に発揮して、市域における災害に係る災害予防・災害応急対策及び災害復旧・復興対策を実施することにより、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

\*橋本市防災会議条例【資料編 P-59 参照】

## 第2節 計画の性格

この計画は、防災関係機関が処置しなければならない本市の地域に係る防災に関する事務又は業務について、総合的な運営を計画化したものであり、第1編「総則」、第2編「災害予防計画」、第3編「地震災害応急対策計画」、第4編「風水害応急対策計画」、第5編「災害復旧計画・復興計画」、第6編「南海トラフ地震防災対策推進計画」からなる本編及び資料編をもって構成するものである。

なお、計画の策定・運営にあたっては、和歌山県地域防災計画、指定行政機関及び指定公共機関が作成する防災業務計画と緊密な連携を図っていくものとする。

また、災害はその発生時期や規模を予測することが困難であり、災害対策は継続的かつ柔軟に対応する必要があることから、特定の計画期間は設けないものとする。

## 第3節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。したがって、各機関は、関係のある事項について、橋本市防災会議が指定する期日（緊急を要するものについては、その都度）までに、計画修正案を市防災会議に提出するものとする。また、災害対策は有機的・一体的でなければならないことから、和歌山県地域防災計画との整合性を図るものとする。

## 第4節 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの該当各号に定めるところによるものとする。

- ア 基本法 災害対策基本法
- イ 救助法 災害救助法
- ウ 本部 橋本市災害対策本部
- エ 本部長 橋本市災害対策本部長
- オ 支部長 橋本市地区災害対策支部長
- カ 市計画 橋本市地域防災計画書
- キ 県計画 和歌山県地域防災計画書

- ク 県本部 和歌山県災害対策本部
- ケ その他の用語については、災害対策基本法の例による。

## 第2章 市域の災害環境・特性

地域防災の諸施策を講じる際には、市域における自然環境、社会環境の特性、並びに風水害等及び地震災害の前提条件等を十分に考慮して、実施する必要がある。

### 第1節 市域の自然環境

#### 1 概況

本市は、和歌山県の北東端に位置し、奈良県と大阪府に隣接する人口約6万人のまちである。世界遺産・高野山の麓にあり、古来、高野街道と伊勢（大和）街道が交差する要衝であり、まちの中央を流れる紀の川の水運により、材木運搬や高野山の宿場町として栄えてきた。

市内には、大阪・難波へとつながる南海高野線、和歌山市とつながる JR 和歌山線、奈良・京都方面と連絡する京奈和自動車道など、大阪をはじめとした関西各地への良好なアクセスを有しているため、通勤や物流に便利なまちとなっている。また、紀伊山地や和泉山脈に囲まれた自然豊かな土地でもあり、高野山ゆかりの精進野菜や温泉などを楽しむこともできる。

都市部に隣接しながらも、大自然の中で自分らしいライフスタイルを確立できる本市は、田舎と都市が両立する、とても暮らしやすいまちである。

#### 2 気候・気象

気候は、降水量が比較的少なく、瀬戸内式気候の特性を有しているが、紀の川河口部の和歌山市等と比較すると、内陸性気候の傾向がある。

本市における平成16年以降の気象概況は、次のとおりである。

表1-1 本市の気象概況

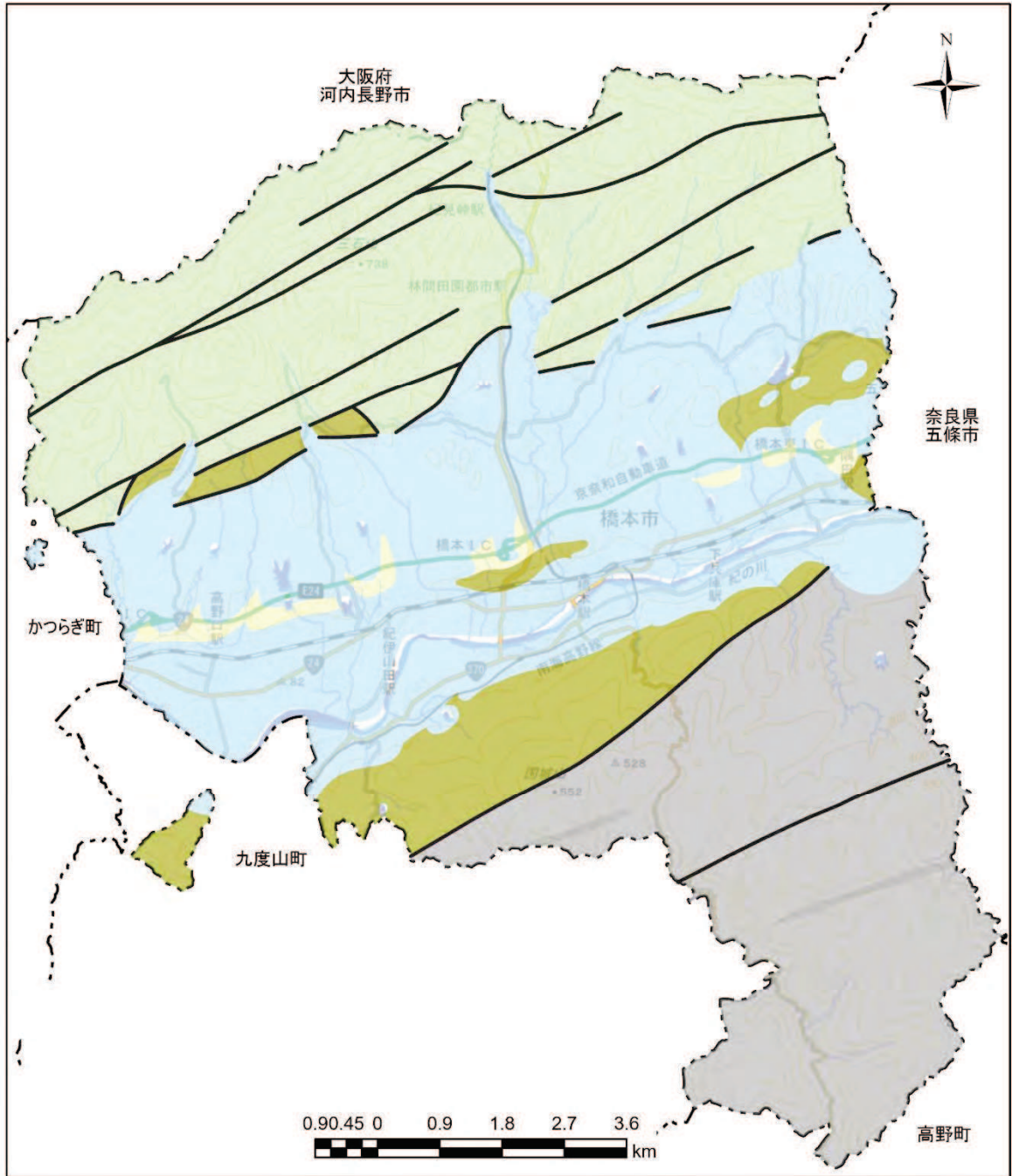
	気温(℃)			湿度(%)			風速(m/s)		風向	降水量(mm)		
	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均	瞬間最大	最多	総量	日最大降水量	降雨日数
H 16	15.6	35.2	-3.7	70.8	99.9	12.3	1.6	32.5	西南西	1274.0	49.0	115.0
17	15.2	35.8	-5.1	74.7	99.9	11.7	1.8	20.7	西南西	1218.0	64.5	119.0
18	15.7	37.1	-4.7	75.5	99.9	18.3	1.6	21.2	西南西	1217.0	60.0	126.0
19	15.3	36.9	-3.7	73.6	99.9	19.5	1.6	14.4	西	1100.5	45.5	126.0
20	15.3	36.9	-5.0	73.8	99.9	18.9	1.5	17.1	西南西	1309.0	74.5	142.0
21	14.6	35.6	-5.0	69.1	99.9	15.6	1.5	20.2	東北東	1080.7	95.5	124.0
22	15.3	36.3	-5.2	64.3	99.9	12.5	1.4	20.7	東北東	1024.9	62.0	119.0
23	15.0	35.8	-5.4	故障により欠測			1.5	19.5	西南西	1829.0	108.0	139.0
24	15.0	36.4	-4.3	71.0	99.9	12.2	1.5	24.5	南西	1285.5	73.5	136.0
25	15.3	37.9	-7.4	75.5	99.9	11.8	2.0	24.0	東北東	1367.5	112.0	117.0
26	14.9	36.7	-7.4	74.7	99.9	12.7	1.5	23.4	東北東	1150.0	138.0	119.0
27	16.6	37.6	-3.6	78.3	98.9	12.0	1.6	25.1	東北東	1320.0	87.5	119.0
28	16.6	37.6	-3.6	78.3	98.9	12.0	1.6	25.1	東北東	1320.0	87.5	119.0
29	15.7	37.2	-4.0	77.3	99.0	12.6	1.6	22.9	西南西	1239.5	245.5	116.0
30	16.2	39.6	-4.4	79.2	99.0	11.3	1.6	35.3	西南西	1800.5	130.5	121.0
R 01	16.3	37.8	-3.3	79.4	99.0	10.9	1.6	17.2	東北東	1309.0	89.5	108.0
02	16.5	39.7	-3.7	79.3	99.0	12.0	1.5	18.7	西南西	1470.5	110.0	110.0
03	16.4	39.1	-3.1	79.8	99.1	9.0	1.6	20.0	西南西	1289.5	64.5	116.0
04	16.3	39.3	-4.3	79.9	99.1	11.6	1.5	19.4	東北東	848.5	42.0	106
05	16.6	38.8	-3.9	80.4	99.1	10.7	1.5	25.7	東北東	1335.0	289.0	117
06	17.3	39.0	-3.1	81.0	99.3	14.4	1.6	8.4	東北東	1417.5	257.0	112

資料：市消防本部

### 3 地形・地質等

地形は、紀の川の支流沿いに低地がわずかに分布し、紀の川沿いは段丘が発達している。北部は、府県境に位置する和泉山脈と、それに続く丘陵地であり、南部は紀伊山地に連なっている。

地質を特徴づけているものは、紀の川沿いに東西にのびる中央構造線であり、本市域では、紀の川の北側、和泉山脈の山麓部あたりを東西に伸びており、中央構造線の北側は、中生代の和泉層群、南側は第四紀洪積世の菖蒲谷層である。また、紀の川の南側は、三波川帯と呼ばれる中生代の結晶片岩であり、さらに、本市南部の山地は、四万十累帯に属する中生代の日高川層群となっている。



※出典：日本シームレス地質図 V2  
地質図の設定<地質図の詳しさ>：簡略版（凡例数 14）

- 中生代 和泉層群
- 第四紀洪積世 菖蒲谷層
- 中生代 三波川帯
- 中生代 日高川層群

図1-1 地質図

## 第2節 市域の社会環境

### 1 沿革

本市一帯は、丘陵地から出土する遺構や遺物から、縄文時代に既に人が住んでおり、また、大和街道と高野街道とが交差する地点として発達してきた。特に、中世の高野山の興隆とともに、人の往来が増加したために、宿場町として栄えた。

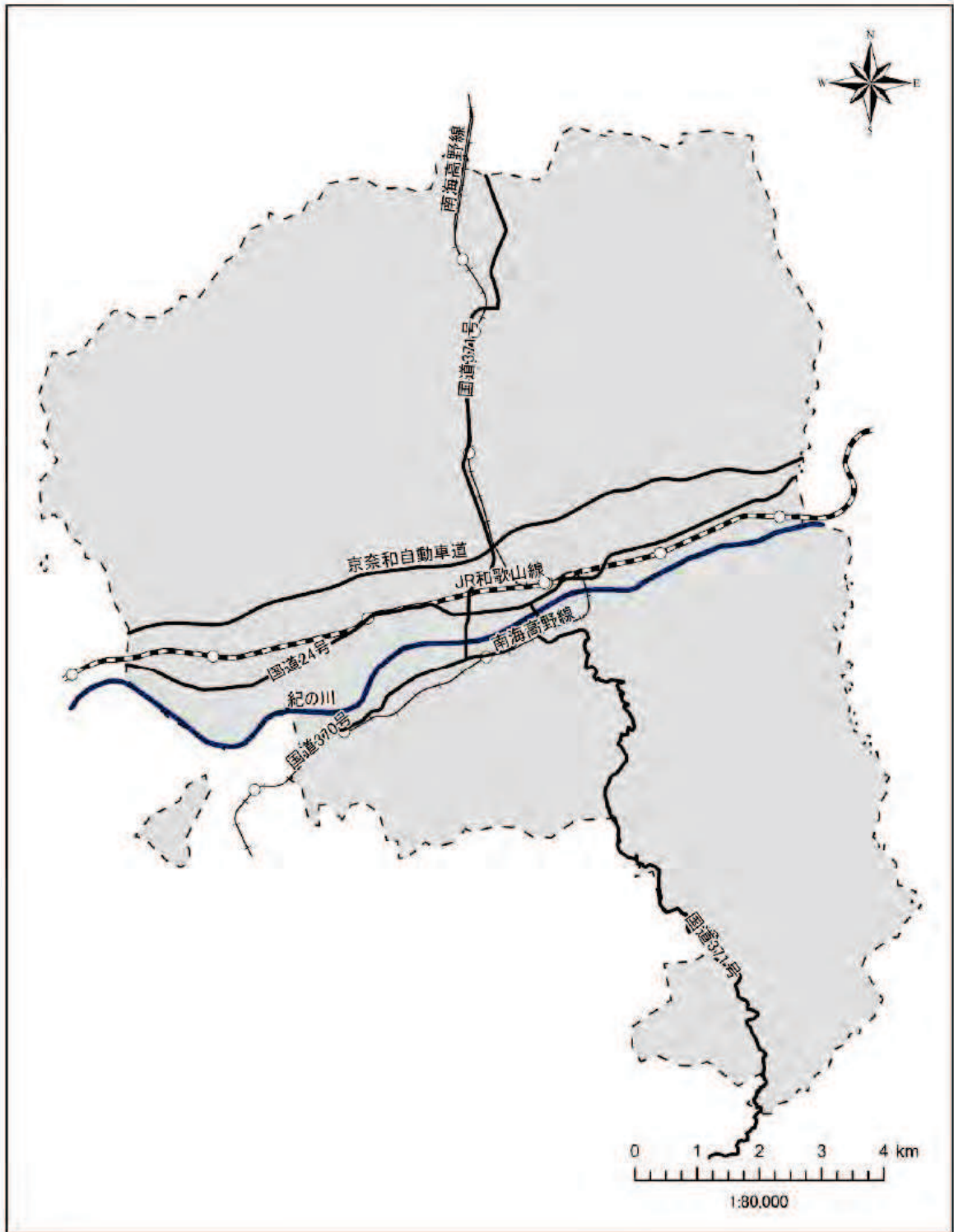
近世では、これらの街道の要衝として、また、紀の川の陸揚げ場として物産の集散地となり、商業機能が大いに発達した。また、農業の副業としての養蚕や機織りが盛んで、後の繊維業の基盤となった。

1955年（昭和30年）には橋本町・岸上村・山田村・紀見村・隅田村（1954年（昭和29年）、恋野村と合併）・学文路村の6町村が合併し、旧橋本市が発足し、また、同年に、旧高野口町と信太村、応其村が合併し、旧高野口町が発足した。そして、その後、2006年（平成18年3月1日）に旧橋本市と旧高野口町が合併し、現在の橋本市が誕生した。

### 2 交通

鉄道交通では、南北方向に南海高野線が大阪方面と高野山とを結び、東西方向にはJR和歌山線が和歌山市と奈良方面とを結び、橋本駅ではこの2本の鉄道が交差している。本市内に位置する鉄道駅は、JR和歌山線が5駅、南海高野線が6駅の計11駅となっている。

道路交通では、国道24号が西は和歌山市、東は奈良県五條市から京都市と連絡している。また、大阪府と高野山方面を結ぶ国道371号や国道370号などの国道が地域の幹線道路となっている。紀の川右岸を東西に通る京奈和自動車道は、現在、和歌山県内の全区間の他、奈良県側は橿原高田ICまで整備されている。さらには南北軸として国道371号バイパスが整備され、大阪府との府県間交通軸として機能している。



第1編 総則

第2編 災害予防  
計画

第3編 地震災害  
応急対策計画

第4編 風水害応急  
対策計画

第5編 災害復旧  
計画・復興計画

第6編 南海トラフ  
地震防災対策推進計画

資料編

図1-2 本市内の主要交通網

## 3 人口

### (1) 総人口

本市は、1975年（昭和50年）代後半からの宅地開発によって人口増加を続けてきたが、平成12年をピークとして人口は減少に転じている。令和2年国勢調査によると、人口は60,818人、世帯数24,028世帯となっている。

### (2) 年齢階層別人口

令和2年国勢調査により、本市の人口を年齢階層別に見ると、0～14歳人口の割合は11.5%、65歳以上人口の割合は33.2%で、全国平均と比較すると、前者の割合はほぼ同じ、後者の割合は高くなっている。特に高齢化率（65歳以上人口の割合）の上昇傾向は、近年顕著となっている。

### (3) 昼夜間人口

夜間人口を100とした時の、昼間の人口の指数（昼夜間人口比）をみると、本市は86.8となっている。これは、南海高野線とJR和歌山線の2本の鉄道があり、他府県、他市町村への通勤、通学における利便性が高く、大阪の衛星都市的性格が強いといった条件を反映して、流出超過傾向にあるものと思われる。

## 4 地域産業

### (1) 地場産業

本市の主な産業には、柿や巨峰を中心とする果樹栽培、和歌山県内の約50%を占める養鶏業（採卵）、全国シェアの90%以上を占め、県の伝統的工艺品第一号に指定されている「紀州へら竿」等がある。

さらに、パイル織物産業も盛んで、独特の格調高い光沢と風合いを持った高品質なパイル織物は、世界中で衣料品をはじめ、寝装用品、カー用品、インテリア用品等様々な分野で活用されている。

産業別に事業所数・従業者数をみると、「卸売・小売業」、「サービス業」の比率が高く、次いで「製造業」「建設業」の順となっている。

事業所数・従業者数の平成24年から令和3年までの推移をみると、事業所数は2,619事業所から2,390事業所と減少（8.7%減）しているのに対し、従業者数は18,037人から18,748人（3.9%増）と微増傾向にある。

### (2) 工業

製造業（従業員4人以上の事業所）の事業所数・従業員数・製造品出荷額等の過去10年間（平成23年から令和3年まで）の推移をみると、事業所数は概ね110～130の範囲で推移しているのに対し、従業員数は、1,465人から2,489人（1.70倍）、製造品出荷額等は、22,249百万円から50,321百万円（2.26倍）と、いずれも大きく増加している。

なお、市では、関西各地への良好なアクセス性を生かし、紀北橋本エコヒルズ等の自然豊かな内陸型工業団地を整備するとともに、企業誘致を推進している。

### (3) 商業

#### ア 卸売業の動向

卸売業の商店数・商品販売額の平成19年から令和3年までの推移をみると、商店数は92店から78店(15.2%減)と減少しているものの、商品販売額は10,746百万円から18,008百万円(67.6%増)と増加している。

#### イ 小売業の動向

小売業の商店数・年間商品販売額の平成19年から令和3年までの推移をみると、事業所数は665店から435店(34.6%減)、年間商品販売額は58,810百万円から56,433百万円(4.0%減)といずれも減少している。

### (4) 農林業

農家数は、過去10年間(平成22年から令和2年まで)で2,128から1,715と、19.4%減少している。経営耕地総面積は、729haであり、品目別の農業粗生産額をみると、果樹(特に柿)の比率が高く、また、養鶏の比率も高くなっている。

林野面積は、平成22年の7,746haに対し、令和2年は7,252haと、6.4%減となっている。

### (5) 観光

本市には、文化財・史跡等歴史的資源が多く、また、国定公園(金剛生駒紀泉国定公園)と県立自然公園(高野山町石道玉川峡県立自然公園)を有する等、良好な自然に恵まれた環境といえる。歴史ある祭りや社寺参詣のほか、運動公園やゴルフ場等のスポーツ施設、新緑や紅葉の季節には、自然とのふれあいを楽しむハイキング等で、多くの観光客が訪れている。

また、観光客入込数については、平成20年(年間約88.4万人)から平成30年(同約138.3万人)まで増加傾向にあり、コロナ禍により一時減少したものの、その後は回復基調で推移している。

## 5 公共施設

本市の主な公共施設として、国道24号沿いに市役所本庁があり、その周辺に主要な官庁施設が立地している。

市内の救急指定病院は、病床数300床の市民病院の他2病院があり、病院の病床数は合計683(令和5年時点)となっている。

また、消防署は、市役所近くの橋本消防署と、小峰台の橋本北消防署の、1本部2署で有事に備えている。

地域の生涯教育の拠点として、中央公民館と8つの地区公民館、また、市域に小学校が16校、中学校が8校(いずれも県立・私立学校を含む。)が存在している。

## 6 土地利用

市域の中央部を東西に紀の川が流れ、この河岸段丘に沿って市街地、集落地が線状に形成されている。また、北部丘陵では大規模住宅開発が進み、新市街地が形成されている。市域(130.55km<sup>2</sup>)のうち、山林が約52.1%、農地が約17.5%、宅地が約9.6%を占めている(令和2年)。

## 第3節 風水害被害事例と計画の前提条件

橋本市には、紀の川をはじめ、橋本川、山田川、東谷川、嵯峨谷川など複数の河川が流れており、市域の大部分はこれらの河川流域に位置している。特に、紀の川は奈良県を源流とし、橋本市を東西に横断して和歌山市へ流下する。

橋本市史によると、数多くの台風、豪雨の記録が示されており、全国的に多雨地帯として知られる大台ヶ原に水源を発する紀の川の水害が、災害の多くを占めている。

### 1 風水害の被害事例

1934年（昭和9年）9月の室戸台風、1945年（昭和20年）9月の枕崎台風、1959年（昭和34年）9月の伊勢湾台風は、死者3,000人以上の被害をもたらし、昭和の三大台風として歴史に残る台風となった。

近年では、台風によってもたらされた過去の被害を教訓とし、気象予報のあり方、河川改修や下水道事業の推進、水防体制の整備等に活かされてきており、台風による被害は、以前に比べ、減少している。

しかし、日頃の無防備な状態では、一旦災害が発生した場合、深刻な事態を招く可能性が高い。

今後も、予報技術、土木技術の向上、防災設備・避難体制の充実、河川に対する防災関連工事の進展等によって、被害の一層の軽減を図る必要がある。

#### (1) 台風災害

##### ア 伊勢湾台風

1959年（昭和34年）9月21日、マリアナ群島東方海上で発生した熱帯低気圧は、翌22日には台風となり、26日午後6時15分頃、潮岬の西方に上陸、潮岬の最低気圧は929ヘクトパスカルと、我が国に上陸した台風の中でも有数の記録であった。上陸後、県東南山岳部を通り、奈良、三重、岐阜を横断し、各地に大きな被害を与えながら、日本海に抜けている。

紀の川の源流である大台ヶ原では、500mmを越す雨量が観測され、紀の川の最高水位は7.4mにも達し、御殿橋上を溢水し、旧橋本市地区に流れ込み、市街地は大規模な浸水を受けるに至った。

本市における被害状況は、人的被害は軽傷16名と比較的少ないが、家屋の全壊23戸、同流出28戸、同半壊145戸、床上浸水859戸、床下浸水396戸におよんだ。そして本市はこの災害において、災害救助法の適用を受けている。

##### イ 第二室戸台風

1961年（昭和36年）9月8日、マーシャル群島に発生した第二室戸台風は、16日午前9時室戸岬に接近、紀伊水道を和歌山県沿いに北上、午後1時30分に阪神地方に上陸、福井、石川、富山の各県を通り、日本海に抜けた。

県内では、16日未明より暴風雨圏内に入り、長時間にわたり暴風雨下にさらされたため、建築物の倒壊浸水、送電の停止、電話線の切断、交通機関の途絶等の多大な被害が見られた。また、満潮時と重なったために高潮の襲来があり、甚大な被害をもたらされた。なお、この台風における紀の川の最高水位は、橋本で4.26m、本市における被害状況は、人的被害はなかったものの、家屋の全壊16戸、同半壊98戸、床下浸水戸数61戸におよんだ。

ウ 1998年（平成10年）台風7号

中型で強い台風が、平成10年9月22日、九州の南海上から四国沖を北東へ進み、午後1時過ぎ和歌山県中部（御坊市付近）に上陸、午後2時35分頃本市を襲い、最大20.1m/s、瞬間最大風速48.1m/s（西南西）の暴風域に巻き込まれ、その後、彦根市付近から北陸地方へと進んだ。本市民も過去に経験したことのない台風により甚大な被害を被った。台風による本市の被害状況は、人的被害が、重傷1人・軽傷6人、住家被害は、全壊2戸・半壊57戸・損壊2,410戸、床下浸水12戸におよんだ。また山林・果樹等の農林産物も大きな被害を被った。

エ 2017年（平成29年）台風21号

台風21号は、平成29年10月21日から22日にかけて日本の南の海上を北上し、超大型で強い勢力を保ったまま、23日午前3時頃、静岡県御前崎市付近に上陸、広い暴風域を伴ったまま北東に進んだ。

橋本市では、23日未明に最大風速20.9m/s、最大瞬間風速35.7m/s（北）の暴風を伴った大雨に巻き込まれた。

台風による本市の被害状況は、全壊1戸、床上浸水101戸、床下浸水64戸におよんだ。

(2) 集中豪雨

比較的、最近の災害事例として、1995年（平成7年）7月の集中豪雨の概要を示す。

ア 1995年（平成7年）7月の集中豪雨

1995年（平成7年）7月4日午前6時45分に和歌山県全域に、大雨洪水警報が出され、午前7時頃には災害対策本部事務局職員が、順次事務に就き、午前7時50分警戒体制職員呼集、午前8時30分災害対策本部が設置されている。

午前9時00分橋本方面に対する避難勧告、午後3時30分慶賀野方面の避難勧告を行う等の状況であった。同日午後8時05分に災害対策本部を解散した。被害状況は、床上浸水50戸、床下浸水150戸におよんだ。

イ 2023年（令和5年）6月の梅雨前線による大雨

2023年（令和5年）6月2日午前9時9分に橋本市に大雨洪水警報が出され、職員は警戒体制に就き、正午に災害対策本部が設置されている。

午後1時21分、市内全域に避難指示を発令。翌日、午前10時16分、開設していた全ての避難所を閉鎖。

24時間雨量が300ミリを超える大雨による被害状況は、全壊1戸、床下浸水17戸、農地被害250箇所、道路被害53箇所におよんだ。

(3) 紀の川の氾濫

紀の川は、日本最多雨地帯でも知られる大台ヶ原に発し、中央構造線断層帯に沿って紀伊半島の中部を貫流し、和歌山市において紀伊水道に注いでいる。流域は、上流部は奈良県、下流部は和歌山県の2県にまたがり、流域面積は1,660km<sup>2</sup>、幹川流路長は約136kmである。

紀の川の治水対策は、江戸時代以降になって徐々に取り組まれてきたが、昔から一夜にして、様相が変わってしまうような氾濫も幾度となく発生しており、常に自然の脅威を秘めているところである。

近年、河川改修が進んだことにより、紀の川本川の洪水被害は減少しつつあるが、国土交通省近畿地方整備局では、橋本地点上流域で毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が1/100の降雨でも、極めて大きな被害をもたらすと予測している。

## 2 風水害計画の前提条件

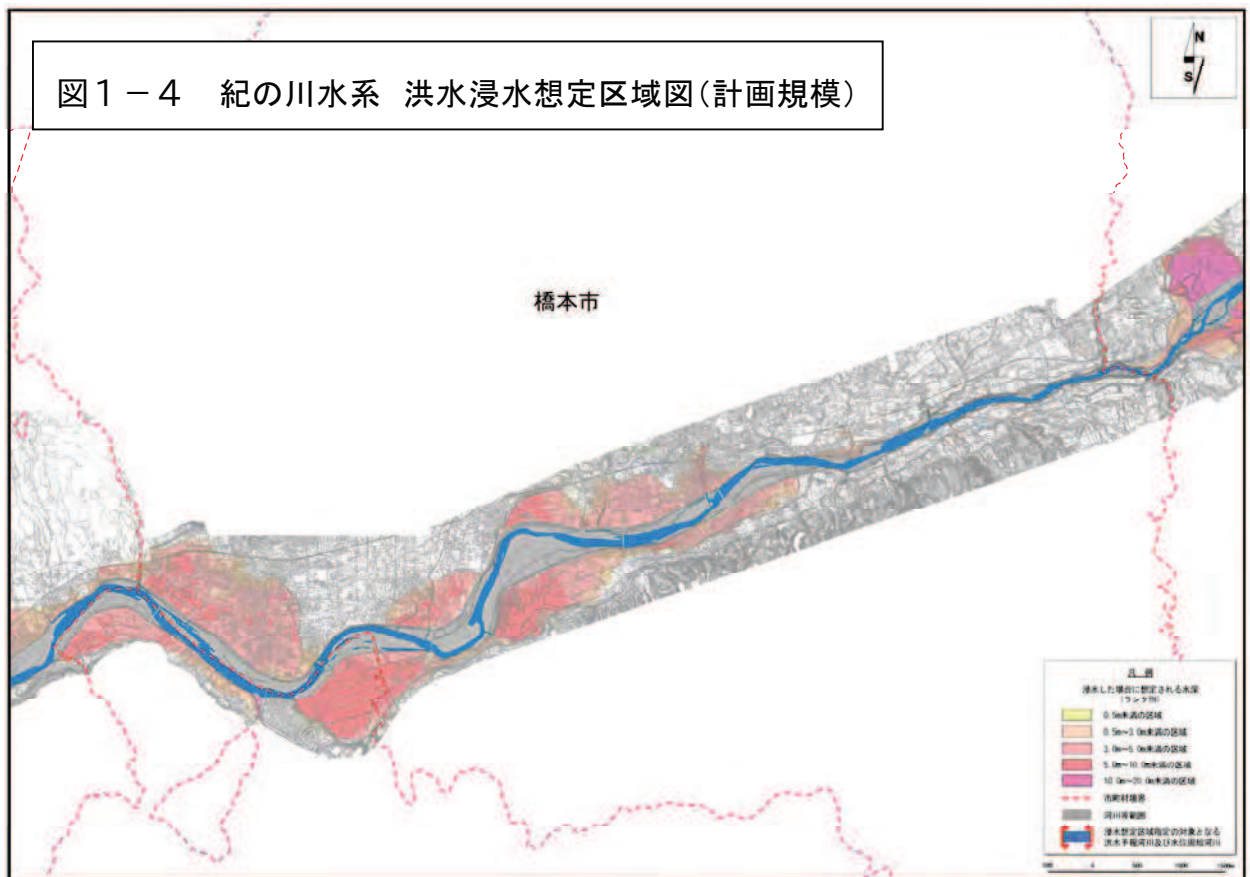
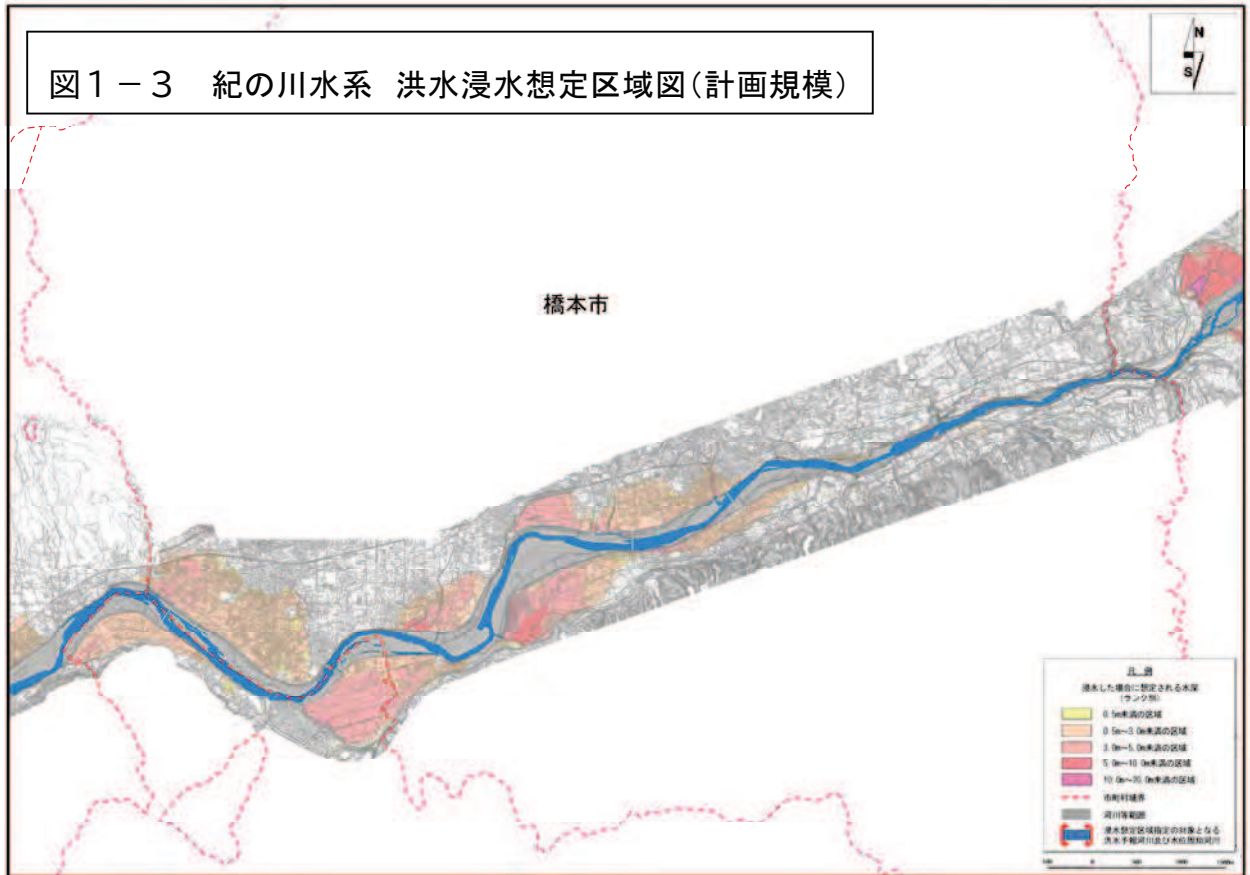
### (1) 台風被害想定

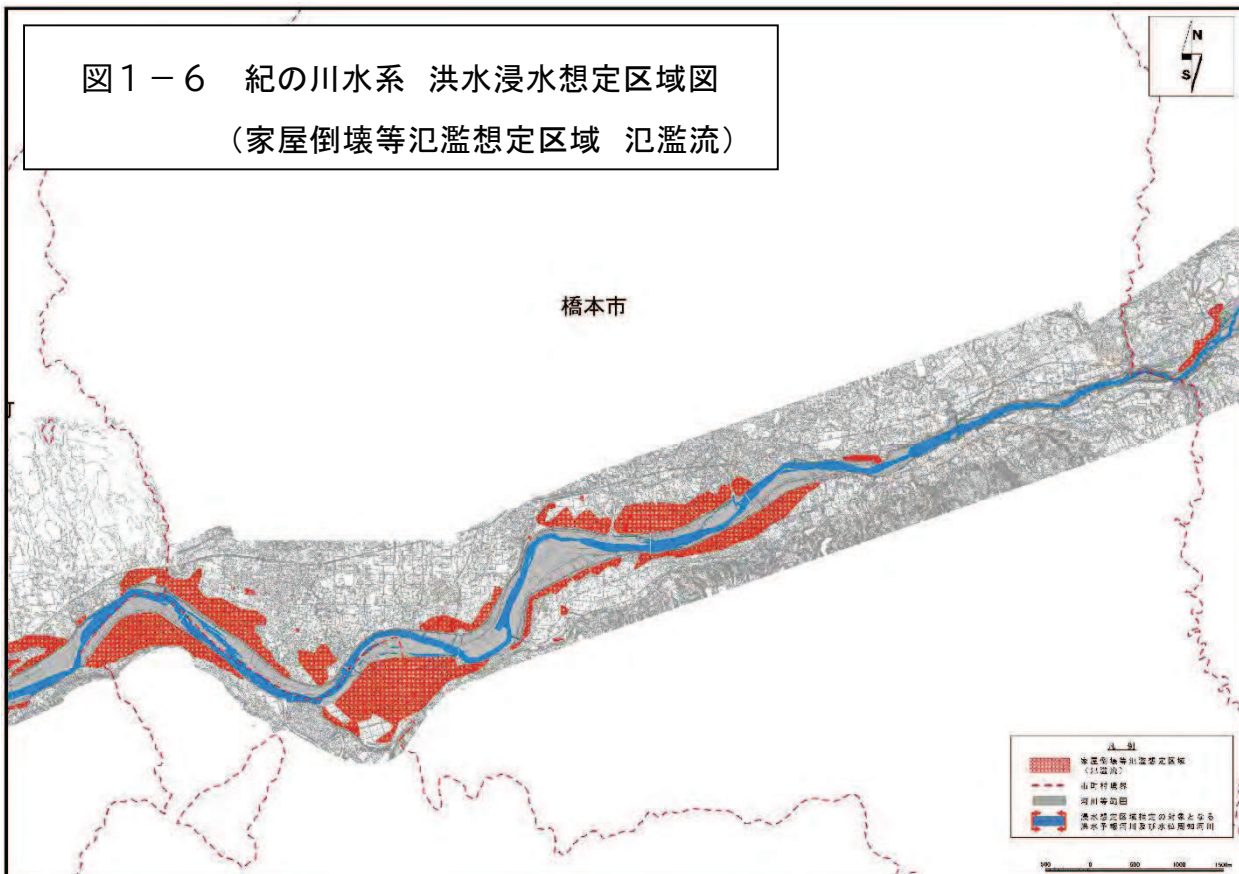
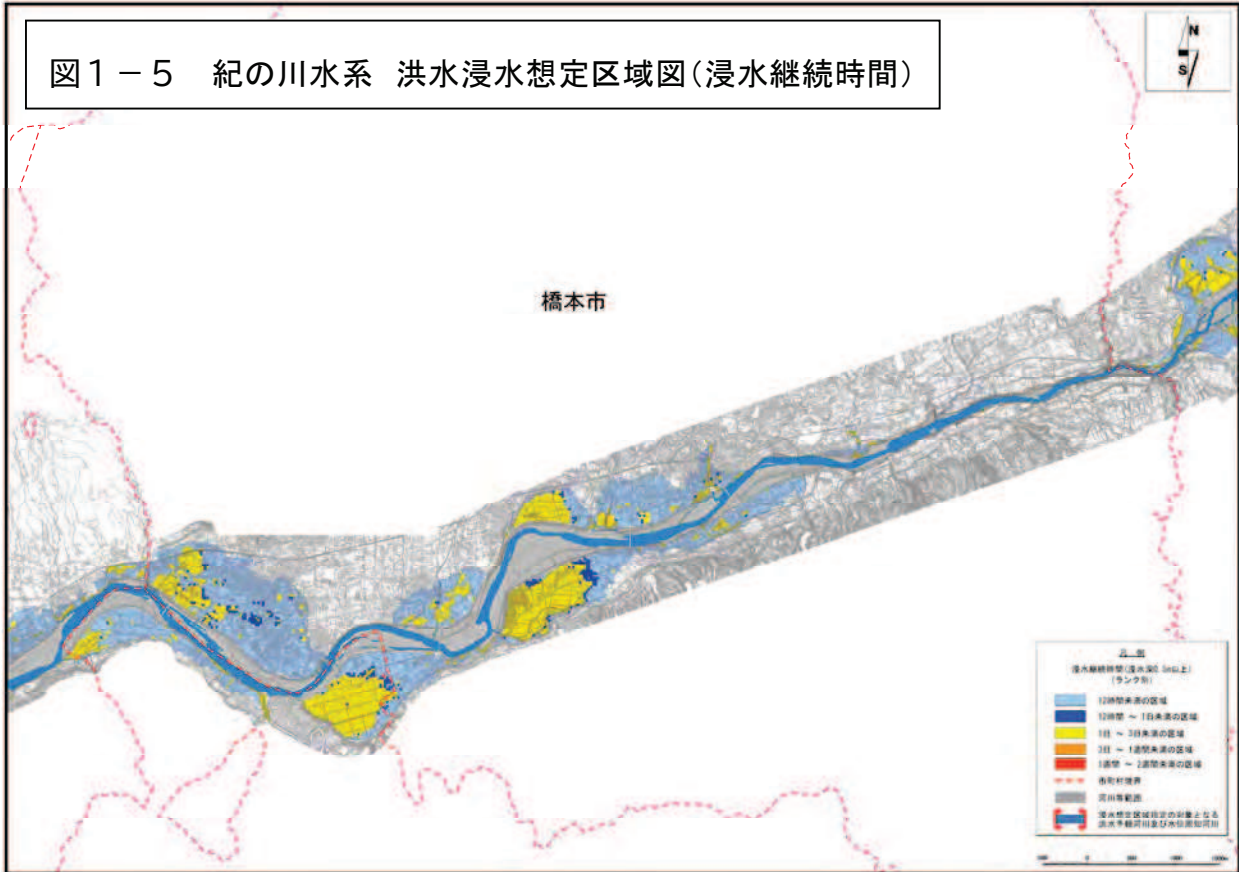
この計画策定のための災害想定規模は、台風によるものについては、1959年（昭和34年）9月21日の伊勢湾台風を想定するものとし、水害及びその他災害（地震・火災は除く）についても、伊勢湾台風の災害を想定するものとする。

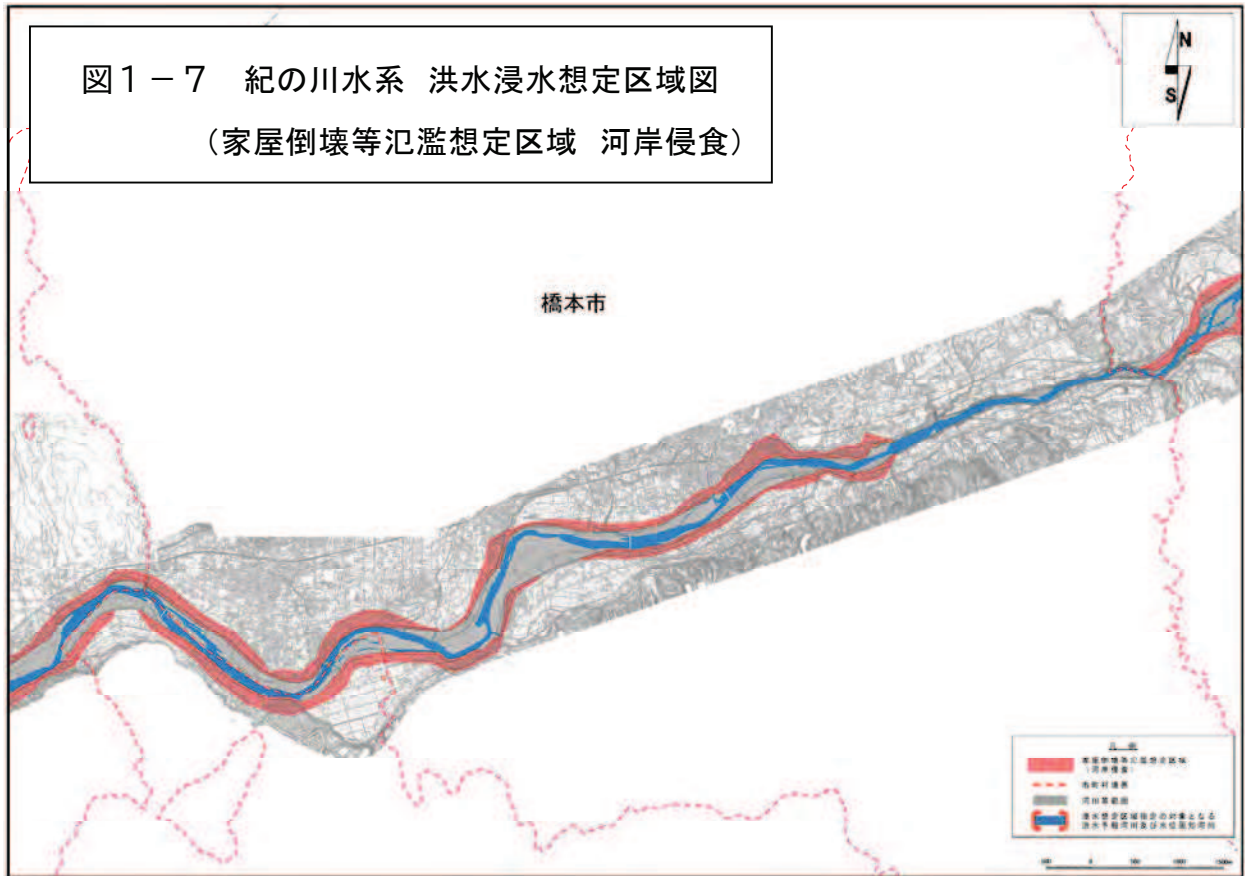
### (2) 紀の川氾濫被害シミュレーション結果

国土交通省近畿地方整備局が作成した「洪水浸水想定区域図」では、計画規模（橋本地点上流域の2日間の総雨量484mm、船戸地点上流域の2日間の総雨量440mm）の洪水浸水想定区域図と、想定最大規模（橋本地点上流域の2日間の総雨量678mm、船戸地点上流域の2日間の総雨量565mm）の洪水浸水想定区域図が公表されている。

また、想定最大規模降雨により浸水が想定される区域の浸水継続時間を示した区域図や、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域を示した家屋倒壊等氾濫想定区域図も公表されている。







出典：国土交通省 近畿地方整備局

### (3) 計画の前提条件

前述のように被害状況を見ると、被害の多くは紀の川及びその支流における河川水位の上昇と越流による浸水被害が中心であることから、計画の前提条件としては、旧市街地及び河川沿いの沖積低地全体が、浸水等の被害を受けることを想定する。

## 第4節 地震被害想定と計画の前提条件

本市では、過去あまり大きな地震は発生していないが、市独自で実施した地震被害のシミュレーションの結果を踏まえ、本市に最も影響があるとされる中央構造線断層帯地震の被害想定を地震災害に備える計画の前提条件とする。

### 1 地震等の災害歴

和歌山県における地震は、南海道地震などの海底のプレート間で生じる地震（海溝型地震）と内陸部での断層のずれによる地震（内陸型地震）がある。

海溝型地震は、宝永地震（1707年）、安政南海地震（1854年）、昭和東南海地震（1944年）、昭和南海道地震（1946年）等があり、マグニチュード7～8クラスの大地震が見られ、津波被害も多く生じている。

内陸型地震は、中央構造線などの断層によるもので、1899年の紀伊大和地震（マグニチュード7.0）、1948年の地震（マグニチュード6.7）が近年の大きな地震である。

### 2 地震被害予測における予測条件

#### （1）想定地震

市独自で予測した中央構造線断層帯地震と、和歌山県が予測した南海トラフ地震及び東海・東南海・南海3連動地震のそれぞれの地震による被害を想定する。

#### （2）季節、時刻等

季節や時刻が異なると地震被害の様相が異なる。地震火災は、火気器具の使用が多い冬季や夕刻等に多く、地震の揺れによる人的被害は木造建物内に人が多い時間帯に多くなる傾向がある。一方、夏季に地震が発生した場合等には、観光客等の入り込み人口を捉えておく必要がある。

このため、被害予測の想定時間帯は、このような人々の生活行動が反映できるよう、3つの想定地震とともに、①夏の12時の風速4m/秒、②冬の18時の風速4m/秒、③冬の18時の風速8m/秒、④冬の2時の風速4m/秒の場合の4ケースを設定している。

表1-2 地震被害の想定条件（3つの想定地震共通）

ケース	季節	時刻	風速
①	夏	12時	4 m/s
②	冬	18時	4 m/s
③			8 m/s
④		2時	4 m/s

### 3 想定地震断層モデル

#### (1) 中央構造線断層帯による地震の設定

中央構造線断層帯のうち、本市付近で影響の大きい①金剛山地東縁区間、②五条谷区間、③根来区間において、複数の隣接した区間若しくは断層帯全体が同時に活動した場合は、マグニチュード8.0程度若しくはそれ以上の地震が発生すると推定される。

断層帯全体が同時に活動した場合は、今後の発生する確率を推定することができない。①金剛山地東縁区間は、今後30年以内の地震発生確率はほぼ0%。②五条谷区間は、今後30年以内の地震発生確率は不明である。③根来区間は、今後30年以内の地震発生確率は0.008~0.3%と推定されている。



図1-8 中央構造線断層帯の位置図（金剛山地東縁・五条谷・根来区間）

#### (2) 南海トラフ巨大地震の設定

過去に明確な記録が残る時代の中では、その発生が確認されていない地震で、最新の科学的知見に基づく最大クラスのもので、「今後30年以内で60~90%程度」と推定されている。マグニチュードは、M8からM9クラスとされる。

#### (3) 東海・東南海・南海3連動地震の設定

過去に繰り返し発生してきた東海・東南海・南海地震の再来を想定している。東海・東南海・南海3連動地震の断層モデルは、2003年に中央防災会議で検討された断層モデルを用いている。東海・東南海・南海3連動地震の震源域が、ほぼ同時に地震を発生させた例としては、1707年の宝永地震が挙げられる。宝永地震は、2011年（平成23年）の東日本大震災の発生までは日本の歴史上最も規模の大きい地震であり、マグニチュード8.6であったと推定されている。東海・東南海・南海3連動地震はこれと同様にマグニチュード8.7の規模の地震を想定している。

(4) 地震被害の想定条件

地震被害の想定地震は、次の3地震である。

表1-3 地震被害の想定地震

	①中央構造線断層帯による地震			②南海トラフ巨大地震	③東海・東南海・南海3連動地震
震源断層の位置	中央構造線（友ヶ島水道～和歌山・奈良県境付近）			南海トラフ（静岡県～宮崎県）	南海トラフ（静岡県～高知県）
	金剛山地東縁区間（L=16km）	五条谷区間（L=29km）	根来区間（L=27km）		
震源断層の深さ	15km程度	15km程度	10～15km程度	約10～40km	約10～30km
地震の規模（Mw）	6.8程度	7.3	7.2程度	9.1	8.7
概要	中央構造線断層帯のうち、和歌山県への影響が大きい区間での地震発生を想定			駿河湾～日向灘に広がる南海トラフにおける巨大地震を想定	海溝型の巨大地震である東海地震、東南海地震、南海地震の同時発生を想定

4 地震被害の予測結果

(1) 被害予測結果の概要

ア 中央構造線断層帯による地震

中央構造線断層帯による地震で想定される本市内の被害は、次のとおりである。

表1-4 中央構造線断層帯による地震で想定される市内の被害数量  
(算定基準 令和7年3月)

<建物被害>

	季節時刻	冬深夜2時	夏昼12時	冬夕方18時	
	風速	4m/s	4m/s	4m/s	8m/s
建物棟数		27,663			
木造建物		21,504			
非木造建物		6,159			
全壊・焼失建物棟数		1,840	1,841	1,851	1,910
全壊・焼失率		6.7%	6.7%	6.7%	6.9%
液状化による全壊		35	35	35	35
揺れによる全壊		1,777	1,777	1,777	1,777
斜面崩壊による全壊		23	23	23	23
火災による焼失		5	6	16	75
半壊建物棟数		3,070	3,070	3,068	3,057
半壊率		11.1%	11.1%	11.1%	11.1%
液状化による半壊		102	102	102	102
揺れによる半壊		2,925	2,925	2,923	2,913
斜面崩壊による半壊		43	43	43	43
全出火件数		2.542	2.763	7.217	7.217
全出火率		0.01%	0.01%	0.03%	0.03%
炎上出火件数		1.640	1.801	4.416	4.416
炎上出火率		0.01%	0.01%	0.02%	0.02%
消火件数		1.640	1.801	4.416	3.512
延焼出火件数		0.000	0.000	0.000	0.904

<人的被害>

	季節時刻	冬深夜2時	夏昼12時	冬夕方18時	
	風速	4m/s	4m/s	4m/s	8m/s
滞留人口		58,559	50,562	52,909	
閉じ込め者数		424.9	264.4	337.2	
死者数		118.9	63.8	89.9	91.0
死者率		0.2%	0.1%	0.2%	0.2%
建物被害による		116.7	62.6	88.0	88.0
斜面崩壊による		2.1	1.1	1.6	1.6
火災による		0.0	0.0	0.0	0.0
閉じ込め		0.0	0.0	0.0	0.2
延焼		0.1	0.1	0.3	1.2
負傷者数		849.7	627.3	665.8	667.7
負傷者率		1.5%	1.2%	1.3%	1.3%
重傷者		180.3	115.4	134.5	135.0
重傷者率		0.3%	0.2%	0.3%	0.3%
建物倒壊による		847.0	625.7	663.3	663.2
重傷者		178.9	114.6	133.3	133.3
斜面崩壊による		2.6	1.4	1.9	1.9
重傷者		1.3	0.7	1.0	1.0
火災による		0.2	0.2	0.6	2.5
重傷者		0.1	0.1	0.2	0.7

<生活支障（ライフライン）>

・上水道

現況	配水管延長	540,847m（令和7年3月）
	給水人口	57,715人（令和7年3月）
	普及率（給水人口÷市人口）	98.6%（令和7年3月）
被害予測結果	被害箇所数	830.0箇所
	被害率	1.53箇所/km
断水率予測結果 断水人口（断水率）	当日	断水人口 56,400人（97.7%）
	1日後	断水人口 48,700人（84.3%）
	3日後	断水人口 41,800人（72.5%）
	7日後	断水人口 32,000人（55.4%）
	14日後	断水人口 19,400人（33.6%）
	30日後	断水人口 5,200人（8.9%）
	60日後	断水人口 400人（0.7%）
	90日後	断水人口 0人（0.0%）

・下水道

現況	下水道管延長	272,106m（令和7年3月）
	普及人口	39,632人（令和7年3月）
	（住民基本台帳人口）	58,559人（令和7年3月）
	下水道人口普及率	67.7%（令和7年3月）
被害予測結果	被害延長	17,693m
	被害率	6.5%
下水道支障予測結果 支障人口（支障率）		支障人口 1,066人（2.7%）

・電力

経過 日時数	停電率	停電人口
		（人口 58,559 令和7年3月31日）
0時間後	91.7%	53,700
1時間後	87.9%	51,500
2時間後	84.4%	49,400
3時間後	81.2%	47,600
4時間後	78.2%	45,800
5時間後	75.4%	44,100
6時間後	72.7%	42,600
9時間後	65.3%	38,200
12時間後	58.8%	34,400
24時間後	39.1%	22,900
36時間後	26.3%	15,400
48時間後	17.8%	10,400
3日後	8.2%	4,800
4日後	3.8%	2,200
5日後	1.8%	1,000
6日後	0.8%	500
7日後	0.4%	200
10日後	0.0%	0

第1編 総則

第2編 災害予防

第3編 地震災害  
応急対策計画

第4編 風水害  
応急対策計画

第5編 災害復旧  
計画・復興計画

第6編 南海トラフ  
地震防災対策推進計画

資料編

<生活支障（避難者等）>

・避難者

ケース	1日後				1週間後				1か月後			
	避難者	避難者率	避難所生活者	避難所外生活者	避難者	避難者率	避難所生活者	避難所外生活者	避難者	避難者率	避難所生活者	避難所外生活者
冬深夜2時風速4m/s	4,081.2	7%	2,448.7	1,632.5	11,623.3	20%	5,811.7	5,811.7	8,416.0	14%	2,524.8	5,891.2
夏昼12時風速4m/s	4,079.7	7%	2,447.8	1,631.9	11,622.0	20%	5,811.0	5,811.0	8,414.5	14%	2,524.4	5,890.2
冬夕方18時風速4m/s	4,101.9	7%	2,461.2	1,640.8	11,641.2	20%	5,820.6	5,820.6	8,435.0	14%	2,530.5	5,904.5
冬夕方18時風速8m/s	4,210.9	7%	2,526.5	1,684.4	11,735.0	20%	5,867.5	5,867.5	8,535.3	15%	2,560.6	5,974.7

・必要物資量

ケース	1日後～3日後（3日間）			4日後～7日後（4日間）			毛布（枚）
	避難所生活者数	食料（食；3日間）	飲料水（リットル；3日間）	避難所生活者数	食料（食；4日間）	飲料水（リットル；4日間）	
冬深夜2時風速4m/s	2,448.7	26,446.4	409,780.4	5,811.7	83,688.0	424,834.8	11,890.7
夏昼12時風速4m/s	2,447.8	26,436.2	409,780.4	5,811.0	83,678.2	424,834.8	11,889.4
冬夕方18時風速4m/s	2,461.2	26,580.6	409,780.4	5,820.6	83,816.5	424,834.8	11,909.4
冬夕方18時風速8m/s	2,526.5	27,286.6	409,780.4	5,867.5	84,492.4	424,834.8	12,008.3

- イ 東海・東南海・南海3連動地震／南海トラフ巨大地震  
東海・東南海・南海3連動地震／南海トラフ巨大地震で想定される本市内の被害は、次のとおりである。

表1-5 東海・東南海・南海3連動地震／南海トラフ巨大地震で想定される市内の被害数量  
(算定基準 平成25年3月)

想定地震		東海・東南海・南海3連動地震 (Mw8.7)	南海トラフ巨大地震 (Mw9.1)	
前提	震度予想	橋本市における堆積層域の低地で 最大震度6弱以上の揺れを予測	橋本市における堆積層域の低地で 最大震度6強以上の揺れを予測	
建物被害	総棟数	26,400棟	26,400棟	
	全壊・焼失棟数	26棟	450棟	
		揺れ等	24棟	440棟
		焼失	2棟	8棟
	半壊棟数	310棟	2,500棟	
人的被害	人口	63,200人	63,200人	
	死者数	0人	24人	
		建物倒壊(震動)	0人	23人
		建物倒壊(斜面崩壊)	0人	2人
		火災	0人	0人
	負傷者数(重傷)	1人	36人	
	負傷者数(軽傷者)	1人	35人	
		建物倒壊(震動)	0人	1人
		建物倒壊(斜面崩壊)	0人	0人
		火災	0人	0人
	負傷者数(軽傷者)	49人	470人	
	負傷者数(軽傷者)	49人	470人	
		建物倒壊(震動)	0人	1人
建物倒壊(斜面崩壊)		0人	0人	
火災		0人	0人	
閉込者数	0人	15人		
交通施設被害(道路)	対象道路延長(km)	92km	92km	
	地震被害箇所数	5箇所	8箇所	
	揺れ(震度)の大きな区間(km)	/		
		震度7	0km	0km
		震度6強	0km	5km
		震度6弱	7km	82km
	液状化危険度大の区間(km)	/		
		PL値15~30	0km	13km
		PL値30~	0km	0km

※揺れ等は、液状化・震動・斜面崩壊による全壊棟数である。

※予測結果等は概数で示されており、合計が一致しない場合がある。

第1編 総則 第2章 市域の災害環境・特性  
第4節 地震被害想定と計画の前提条件

想定地震		東海・東南海・南海3連動地震 (Mw8.7)	南海トラフ巨大地震 (Mw9.1)	
前提	震度予想	橋本市における堆積層域の低地で <b>最大震度6弱</b> 以上の揺れを予測	橋本市における堆積層域の低地で <b>最大震度6強</b> 以上の揺れを予測	
交通輸送施設被害 (鉄道)	対象路線延長(km)	26km	26km	
	地震被害箇所数	28箇所	52箇所	
	揺れ(震度)の大きな区間			
	震度7	0箇所	0箇所	
	震度6強	0箇所	2箇所	
	震度6弱	2箇所	22箇所	
	液状化危険度の区間			
PL値15~30	0	4		
PL値30~	0	0		
輸送交通施設被害 (ヘリポート)	ヘリコプター発着予定地数	17箇所	17箇所	
	揺れ(震度)の大きな箇所			
	震度7	0箇所	0箇所	
	震度6強	0箇所	5箇所	
	震度6弱	1箇所	11箇所	
	液状化危険度度の箇所			
	PL値15~30	0	6	
PL値30~	0	0		
生活支障 (ライフライン施設)	上水道人口	66,000人	66,000人	
	上水道管延長(km)	511.5km	511.5km	
	上水道管被害箇所数	110箇所	480箇所	
	断水人口	(発災直後)	40,400人	62,700人
		(1日後)	21,900人	49,600人
		(1週間後)	11,000人	24,800人
		(1ヶ月後)	0人	0人
	下水道人口	40,000人	40,000人	
	支障人口	(発災直後)	0人	330人
		(1日後)	0人	290人
		(1週間後)	0人	57人
		(1ヶ月後)	0人	0人
	電力需要家軒数	26,400軒	26,400軒	
停電軒数	(発災直後)	123,300(和歌山県全域)軒	339,100(和歌山県全域)軒	
	(1日後)	0軒	26,000軒	
	(1週間後)	0軒	0軒	
	(1ヶ月後)	0軒	0軒	

※予測結果等は概数で示されており、合計が一致しない場合がある。

第1編  
総則

第2編  
計画  
災害予防

第3編  
応急対策計画  
地震災害

第4編  
対策計画  
風水害応急

第5編  
計画・復興計画  
災害復旧

第6編  
地震防災対策推進計画  
南海トラフ

資料編

第1編 総則 第2章 市域の災害環境・特性  
第4節 地震被害想定と計画の前提条件

第1編 総則

第2編 災害予防

第3編 地震災害  
応急対策計画

第4編 風水害応急  
対策計画

第5編 災害復旧  
計画・復興計画

第6編 南海トラフ  
地震防災対策推進計画

資料編

想定地震		東海・東南海・南海3連動地震 (Mw8.7)	南海トラフ巨大地震 (Mw9.1)	
前提	震度予想	橋本市における堆積層域の低地で 最大震度6弱以上の揺れを予測	橋本市における堆積層域の低地で 最大震度6強以上の揺れを予測	
生活支障 (ライフライン施設)	固定電話回線数	13,700回線	13,700回線	
	固定電話・不通回線数(発災直後)	310回線	13,700回線	
	固定電話・不通回線数(1日後)	310回線	13,700回線	
	固定電話・不通回線数(1週間後)	97回線	150回線	
	固定電話・不通回線数(1ヶ月後)	0回線	0回線	
	携帯電話・不通ランク(注)			
	携帯電話・不通ランク(発災直後)	—	A	
	携帯電話・不通ランク(1日後)	—	A	
避難者 (生活支障)・ 帰宅困難者 (生活支障)	発災時人口	55,900人	55,900人	
	避難者総数	(1日後)	52人	810人
		(1週間後)	5,600人	7,000人
		(1ヶ月後)	2,800人	810人
	うち避難所に 避難する者	(1日後)	32人	490人
		(1週間後)	2,800人	3,500人
		(1ヶ月後)	840人	250人
	避難所外生 活者	(1日後)	21人	330人
		(1週間後)	2,800人	3,500人
		(1ヶ月後)	2,000人	570人
	帰宅者総数		47,100人	
	域内帰宅者		31,700人	
域外帰宅者総数		15,400人		
鉄道・バス利用者		2,200人		
自動車・二輪車利用者		11,700人		
自転車利用者・徒歩		1,600人		
徒歩代替者		3,300人		
帰宅困難者数		10,500人		

※予測結果等は概数で示されており、合計が一致しない場合がある。

(注) 携帯電話不通ランク

A：非常につながりにくい

B：つながりにくい

C：ややつながりにくい

—：被害なし

第1編 総則 第2章 市域の災害環境・特性  
第4節 地震被害想定と計画の前提条件

想定地震		東海・東南海・南海3連動地震 (Mw8.7)	南海トラフ巨大地震 (Mw9.1)
前提	震度予想	橋本市における堆積層域の低地で 最大震度6弱以上の揺れを予測	橋本市における堆積層域の低地で 最大震度6強以上の揺れを予測
必要物資	1日後～3日後(3日間)		
	避難所避難者数	32人	490人
	食料(食/3日間)	340食	5,300食
	飲料水(リットル/3日間)	196,400ℓ	445,600ℓ
	4日後～7日後(4日間)		
	避難所避難者数	2,800人	3,500人
	食料(食/4日間)	39,900食	50,100食
医療機能	飲料水(リットル/4日間)	229,100ℓ	519,800ℓ
	毛布(枚)	5,600枚	7,000枚
	病院数(橋本保健・医療圏域)	6施設	6施設
	要転院者数	0人	0人
	供給数	227	209
災害廃棄物	新規入院発生数 (重傷者・病院内死者)	1人	66人
	新規外来患者発生数 (軽傷者)	82人	770人
	重量(t)	2,100t	41,000t
	可燃物	560t	11,000t
	不燃物	1,600t	31,000t
	体積(m³)	2,100m³	39,000m³
	可燃物	1,000m³	19,000m³
不燃物	1,100m³	21,000m³	

※予測結果等は概数で示されており、合計が一致しない場合がある。

※各項目の数値については、①夏の12時の風速4m/秒、②冬の18時の風速8m/秒、③冬の18時の風速4m/秒、④冬の2時の風速4m/秒のうち、被害が最大となる数値を記載。

①夏の12時の風速4m/秒では、避難者数、必要物資数の数値が最大となる。

③冬の18時の風速4m/秒では、建物被害、人的被害、下水道被害、電力施設被害、通信施設被害、都市ガス施設被害、災害廃棄物の数値が最大となる。

その他の項目については、季節・時刻等での増減はない。

第1編 総則

計画 第2編 災害予防

応急対策計画 第3編 地震災害

対策計画 第4編 風水害応急

計画・復興計画 第5編 災害復旧

地震防災対策推進計画 第6編 南海トラフ

資料編

## (2) 地震動の予測結果

### ア 中央構造線断層帯による地震

中央構造線断層帯による地震が発生した場合、橋本地区の一部で震度7の揺れが予測され、紀の川沿いの平地・台地を中心に、震度6強が予測された。

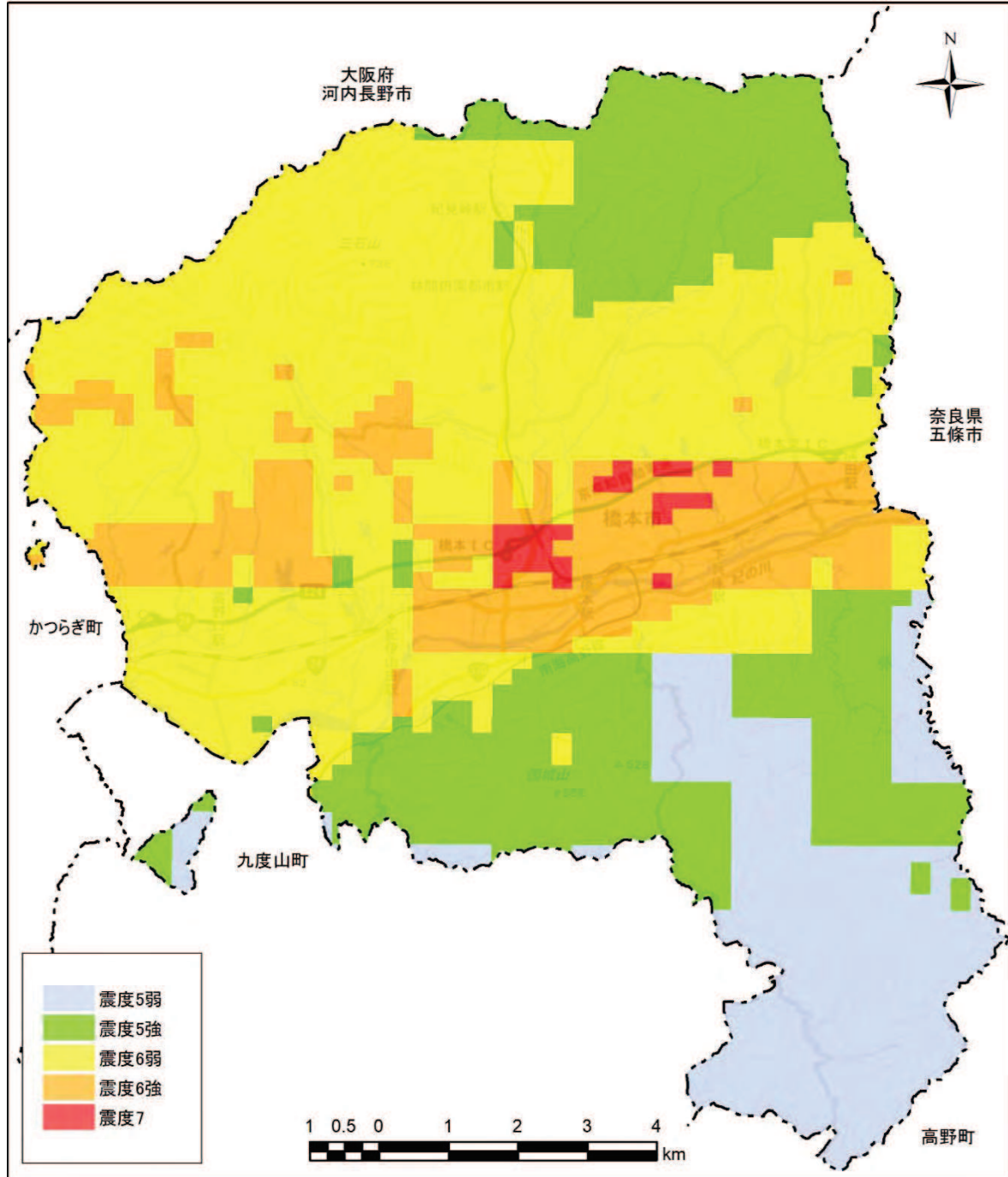


図1-9 中央構造線による地震が発生した場合の震度分布図

イ 南海トラフ巨大地震

南海トラフ巨大地震が発生した場合、紀の川沿いの低地で震度6強の揺れが予測され、多くの場所では、震度6弱、一部区域では震度5強が予測された。

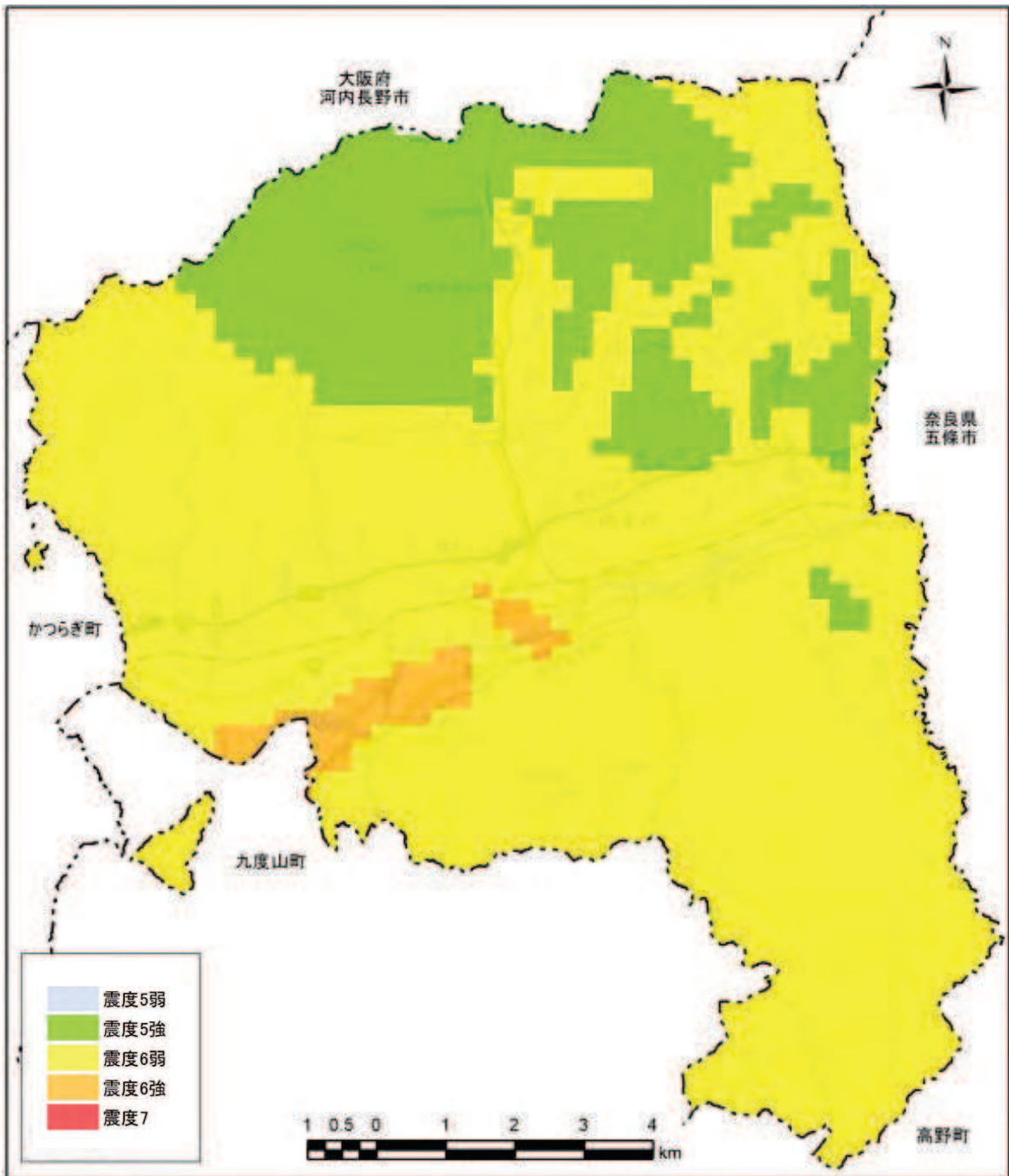


図1-10 南海トラフ巨大地震が発生した場合の震度予測図

ウ 東海・東南海・南海3連動地震

東海・東南海・南海3連動地震が発生した場合、橋本市西側紀の川沿いの低地と、橋本市北部の一部区域でも震度6弱の揺れになると予測された。

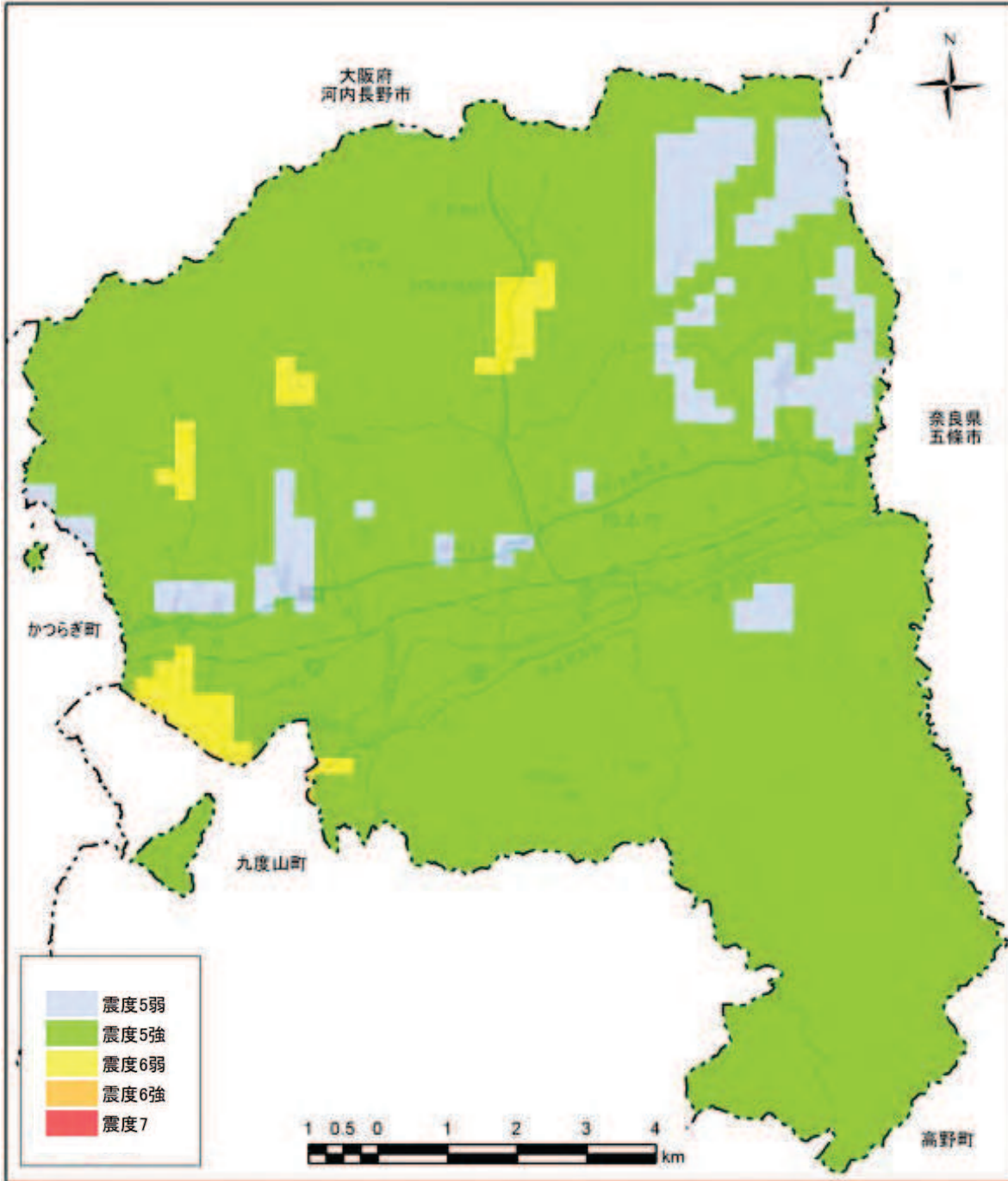


図1-11 東海・東南海・南海3連動地震が発生した場合の震度予測図

(3) 液状化危険度の予測結果

ア 中央構造線断層帯による地震

中央構造線断層帯による地震が発生した場合、紀の川沿い周辺において液状化危険度が特に高くなっている（PL値15以上）ほか、山間部の造成地などにおいても液状化の可能性のあるエリアが分布する結果となっている。

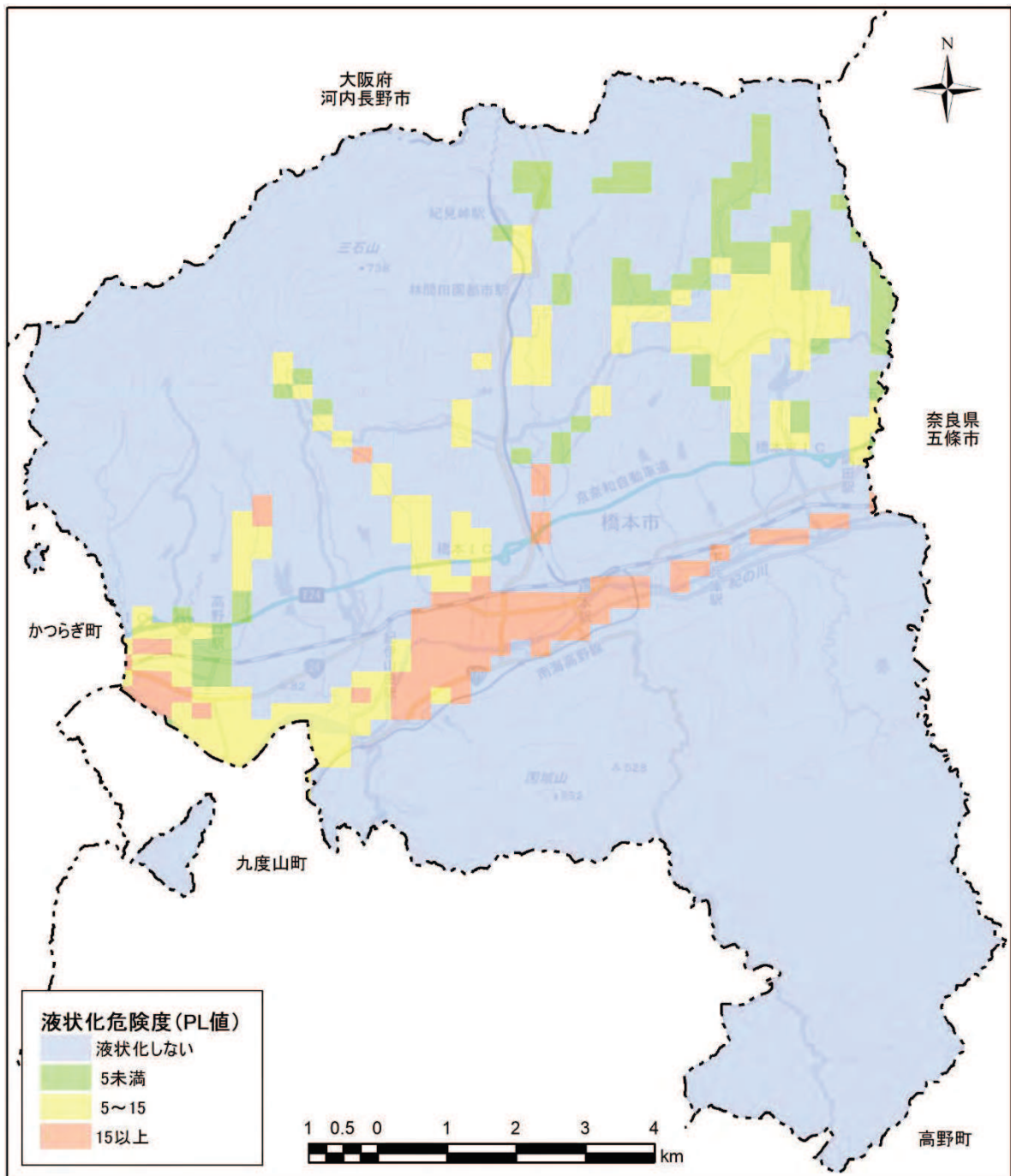


図1-12 中央構造線による地震が発生した場合の液状化危険度分布図

イ 南海トラフ巨大地震

南海トラフ巨大地震が発生した場合、紀の川沿いの低地で液状化の危険度が「大きい」と予測され、一部区域では「中程度」、「小さい」と予測された。

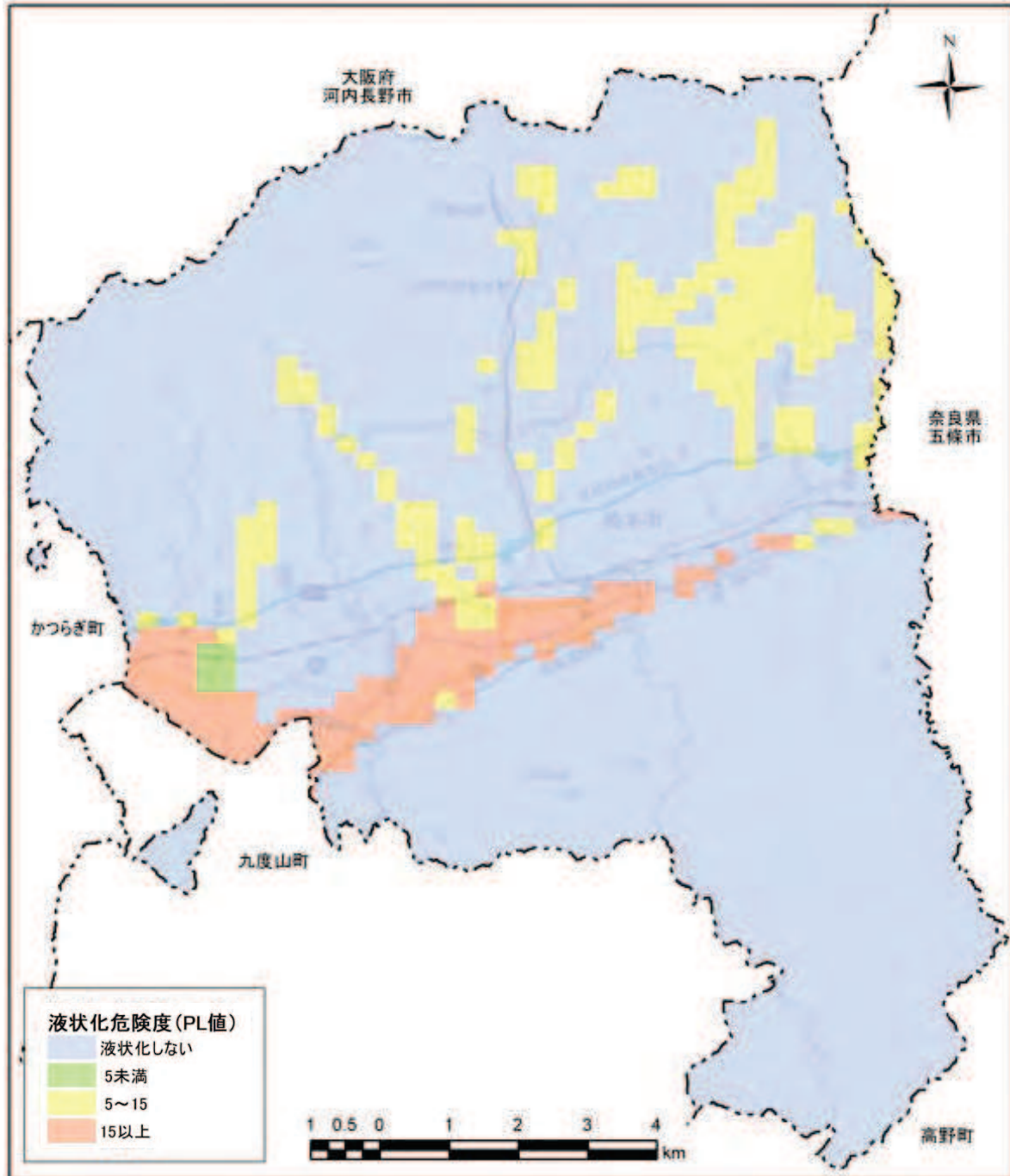


図1-13 南海トラフ巨大地震が発生した場合の液状化危険度予測図

ウ 東海・東南海・南海3連動地震

東海・東南海・南海3連動地震が発生した場合、紀の川沿いの低地で液状化の危険度が「中程度」と予測され、一部区域では「小さい」と予測された。

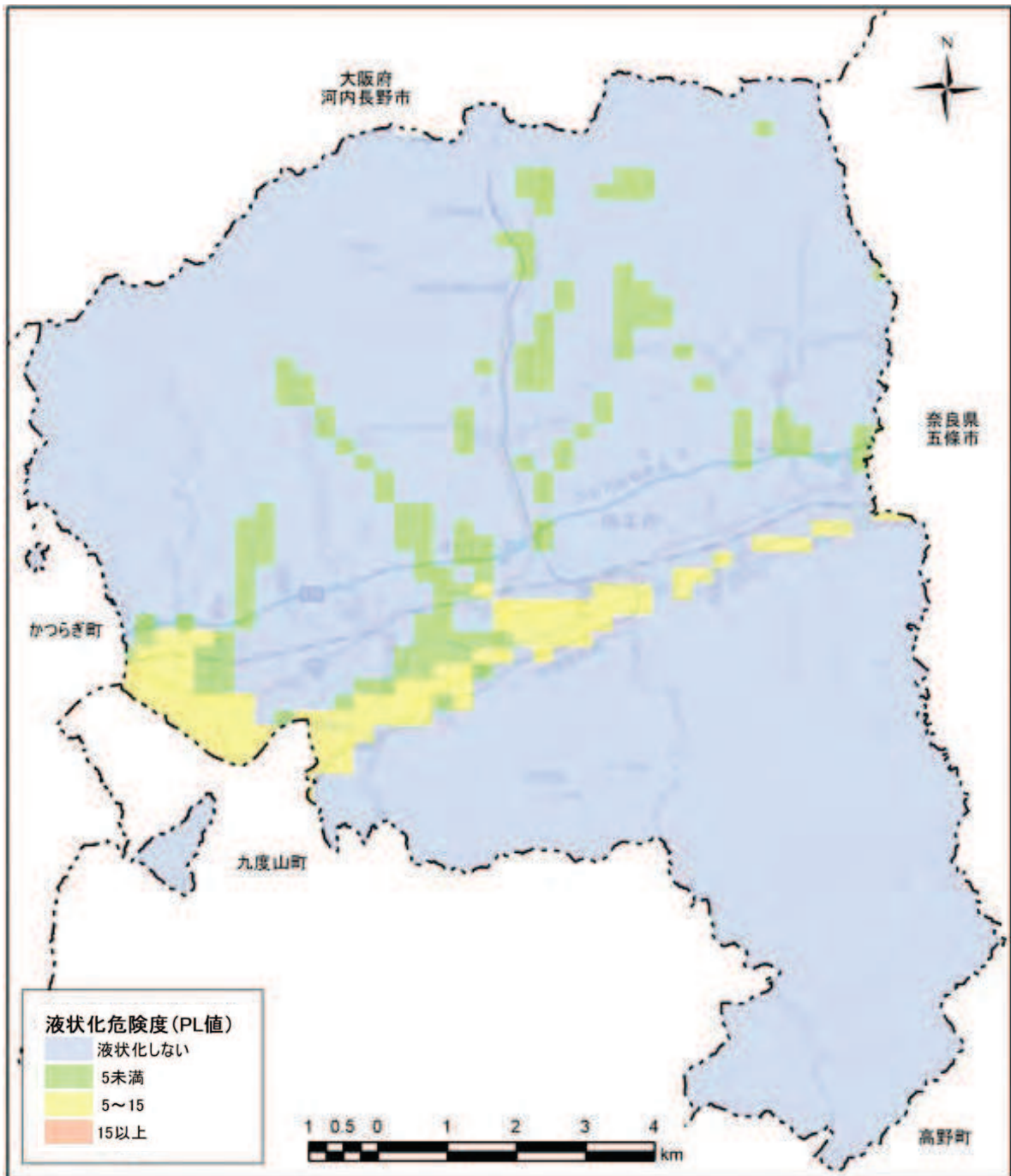


図1-14 東海・東南海・南海3連動地震が発生した場合の液状化危険度予測図

## 5 地震被害対策の前提条件

### (1) 計画の前提条件

多大な被害を市域にもたらすことが予想される中央構造線断層帯による地震を本計画の計画期間における計画の前提条件とする。

### (2) 本市周辺の地震の発生環境

本市周辺において地震発生の可能性が特定される南海トラフと中央構造線断層帯について、地震調査研究推進本部は、南海トラフは、南海地震等の巨大地震を繰り返し発生している場所であり、近い将来に、再び大規模な地震を発生させる可能性が高いと指摘している。

#### ア 中央構造線断層帯の将来の活動

本市付近で影響の大きい①金剛山地東縁区間、②五条谷区間、③根来区間の各断層帯による地震の発生確率（今後30年以内）は、最も高く、③根来区間の「0.008～0.3%」である。

表1-6 将来の活動の評価（中央構造線断層帯による地震）

#### ①金剛山地東縁区間

項目	評価内容
地震の規模	M6.8程度
1回のずれの量	1 m程度（上下成分）
地震発生確率（30年）	ほぼ0%
平均活動間隔	約6,000～7,600年

#### ②五条谷区間

項目	評価内容
地震の規模	M7.3程度
1回のずれの量	3 m程度（右横ずれ成分）
地震発生確率（30年）	不明
平均活動間隔	不明

#### ③根来区間

項目	評価内容
地震の規模	M7.2程度
1回のずれの量	4 m程度（右横ずれ成分）
地震発生確率（30年）	0.008～0.3%
平均活動間隔	約2,500～2,900年

イ 南海トラフの地震の発生時期及び発生確率

地震調査研究推進本部（2013年（平成25年）5月）によると、次に発生する南海トラフでの地震の震源域の広がりを正確に予測することは、現時点の科学的見地では困難である。

南海地域、東海地域で同時に発生する場合と、時間をおいて発生する場合があるが、時間をおいて発生する場合でも、数年以内にもう一方で地震が発生しており、両領域はほぼ同時に活動していると見なしている。

南海トラフ全体を一つの領域と考え、大局的には100年～200年間隔で繰り返し大地震が発生していると評価している。

発生の可能性は年々高まっており、M8～M9クラスの地震発生確率は、今後30年以内に60～90%程度と予測されている。

## 第5節 市域の防災課題

本市の既往災害のうち、近年のものは、台風や豪雨によってもたらされる風水害と土砂災害であった。しかし、中央構造線断層帯等を市域の北部に抱え、県南方に南海トラフを有することから、阪神・淡路大震災にみられるような、直下型地震及び海溝型の南海トラフ地震を想定しておく必要がある。

このような地震が発生すると、被害想定結果からも判るように、大規模な災害になる可能性が高く、人・建物及びライフライン等に甚大な被害を及ぼすことが予想される。これは、地震の規模に起因するだけでなく、密集した古い木造住宅地区の広がりや道路整備状況にも起因するものである。

本市における風水害等の災害は、紀の川及びその支流における河川の氾濫による浸水被害が中心であり、台風や集中豪雨時における十分な災害対策の推進が必要である。このため、河川整備、土砂災害対策等の推進を中心とする災害に強い都市基盤づくりを進める必要がある。

一方、地震災害については、本市に多大な被害をもたらすことが予想される中央構造線断層帯による地震及び特に切迫性が高い南海トラフによる地震に対応するため、まず、市職員及び市民が震災に対する危機意識を持ち、十分な災害対応力を備えること、地震発生後、即時に災害応急対策活動を開始できる体制を整備するなど、災害時における迅速かつ適切な対応ができるような組織・体制づくり、危機管理等の体制づくりを進める必要がある。

### 1 地域防災戦略目標の明確化

特に、甚大な被害が想定される地震災害については、計画期間中に着実に地震対策を推進するため、地域防災の戦略目標を明確にする必要がある。

### 2 市土の保全整備と都市の防災機能の強化

防災対策の基本は、災害予防であり、水害や土砂災害を未然に防ぐための国土保全事業の推進が欠かせない。このため、このような水害、土砂災害を引き起こす要因となる無秩序な開発や農地・森林等の荒廃を防ぐとともに、豊かな自然環境を保全育成することが必要である。

また、既成市街地や住宅団地等においては、災害時における道路、上下水道、公共施設等の防災機能の強化を図り、被害を最小限に食い止めるとともに、迅速かつ適切な対策をとる必要がある。

### 3 災害に対応できる組織・体制づくり

災害時における救助・救出、避難誘導、防火などの防災活動を担うのは、市民であり、地域社会である。

このため、災害に備えた組織・体制の充実を図るとともに、市民自らが、災害から身を守り、あるいは身近な救助活動等を行う、災害対応能力の向上が必要である。

## 第3章 防災関係機関の実施責任と業務の大綱

市、県並びに和歌山県の区域を管轄し若しくは本市の区域内に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者は、所管事項において、概ね、次の事務又は業務を処理するものとし、その際、相互に協力するよう努める。

### 第1節 実施責任

#### 1 橋本市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。

#### 2 和歌山県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助けかつその総合調整を行う。

#### 3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるよう、助言、指導、勧告等の措置をとる。

#### 4 自衛隊

自衛隊は、人命救助又は財産の保護のための応急対策の支援を行う。

#### 5 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

#### 6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、県、市、その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

## 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

### 1 橋本市

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
橋本市	ア 市防災会議に関する事務 イ 防災に関する施設、組織の整備と訓練 ウ 災害に関する情報の伝達、収集及び被害の調査報告 エ 災害防除と拡大の防止 オ 救助、防疫等、被災者の救助保護 カ 災害復旧資機材の確保と物価の安定 キ 被災者に対する融資等の対策 ク 被災市営施設の応急対策 ケ 災害時における文教対策 コ 災害対策要員の動員並びに雇用 サ 災害時における交通、輸送の確保 シ 被災施設の復旧 ス 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整

### 2 和歌山県

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
和歌山県	ア 県防災会議に関する事務 イ 防災に関する施設、組織の整備と訓練 ウ 災害に関する情報の伝達、収集及び被害の調査報告 エ 災害防除と拡大の防止 オ 救助、防疫等、被災者の救助保護 カ 災害復旧資機材の確保と物価の安定 キ 被災者に対する融資等の対策 ク 被災県営施設の応急対策 ケ 災害時における文教対策 コ 災害時における公安対策 サ 災害対策要員の動員並びに雇用 シ 災害時における交通、輸送の確保 ス 被災施設の復旧 セ 市町村が処理する事務、事業の指導、斡旋等

### 3 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
1 近畿管区警察局	ア 管内各府県警察の指導・調整に関すること イ 他管区警察局との連携に関すること ウ 関係機関との協力に関すること エ 情報の収集及び連絡に関すること オ 警察通信の運用に関すること

第1編 総則 第3章 防災関係機関の実施責任と業務の大綱  
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
	カ 警察官の応援派遣に関すること
2 近畿財務局 (和歌山財務事務所)	ア 公共土木等被災施設の査定の立会 イ 地方自治体単独災害復旧事業（起債分を含む）の査定 ウ 地方自治体に対する災害融資 エ 災害時における金融機関の緊急措置の指示 オ 未利用の国有地の情報提供
3 近畿厚生局	ア 救助等に係る情報の収集及び提供
4 近畿農政局	ア 農地、農業用施設の災害復旧及び災害防止事業の指導、助成 イ 土地改良機械の緊急貸付け、農作物等の病虫害防除指導、応急食糧、種子等の供給対策 ウ 農業関係被害情報の収集報告、被害農林漁業者等に対する融資対策
5 近畿中国森林管理局 (和歌山森林管理署)	ア 国有保安林、治山施設、地すべり防止施設等の整備 イ 国有林における予防治山施設による災害予防 ウ 国有林における荒廃地の災害復旧 エ 災害対策復旧用資機材の供給 オ 森林火災予防対策
6 近畿経済産業局	ア 電気、ガス、工業用水道の復旧支援 イ 災害対策用物資の供給に関する情報の収集及び伝達
7 中部近畿産業保安 監督部近畿支部	ア 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止についての保安確保対策 イ 電気、ガス、火薬類施設等の保安確保対策
8 近畿運輸局 (和歌山運輸支局)	ア 所管する交通施設及び設備の整備についての指導 イ 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 ウ 災害時における旅客輸送確保に係る代替輸送・迂回輸送等実施のための調整 エ 災害時における貨物輸送確保に係る貨物運送事業者に対する協力要請 オ 特に必要があると認める場合の輸送命令 カ 災害時における交通機関利用者への情報の提供
9 大阪管区気象台 (和歌山地方気象台)	ア 気象、地象及び水象の観測並びにその成果の収集及び提供 イ 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
10 近畿総合通信局	ア 電波の監理、並びに有線電気通信の監理 イ 非常通信訓練の計画及びその実施指導 ウ 非常通信協議会の育成・指導 エ 防災及び災害対策に係る無線局の開設、整備の指導 オ 非常時における重要通信の確保 カ 災害時における通信機器及び移動電源車の貸出し キ 情報伝達手段の多様化・多重化の促進

第1編 総則

第2編 災害予防

第3編 地震災害  
緊急対策計画

第4編 風水害  
対策計画  
応急

第5編 災害復旧  
計画・復興計画

第6編 南海トラフ  
地震防災対策推進計画

資料編

11 和歌山労働局 (橋本労働基準監督署)	ア 工場、事業場における労働災害の防止
	イ 救助の実施に必要な要員の確保
12 近畿地方整備局 (和歌山河川国道事務所)	ア 土木施設の整備と防災管理
	イ 水防のための警報等の発表、伝達と水災応急対策
	ウ 被災土木施設の災害復旧
	エ 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施

## 4 自衛隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
1 陸上自衛隊 第37普通科連隊	ア 人員の救助、消防、水防及び救援物資の輸送並びに通路の応急啓開
	イ 応急救助、防疫、給水、入浴支援及び通信支援

## 5-1 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
1 西日本旅客鉄道株式会社近畿統括本部 和歌山支社(橋本駅)	ア 輸送施設の設備と安全輸送の確保
	イ 災害対策用物資の緊急輸送
	ウ 災害時の応急輸送対策
	エ 被災施設の調査と災害復旧
2 NTT西日本株式会社和歌山支店、(株)NTTドコモ、NTTドコモビジネス(株)	ア 電気通信施設の整備と防災管理
	イ 災害時における緊急通話の取扱い
	ウ 被災施設の調査と災害復旧
3 日本銀行大阪支店	ア 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節
	イ 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置
	ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置
	エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
	オ 各種措置に関する広報
4 日本赤十字社 和歌山県支部	ア 災害における医療、助産及び被災地での医療、助産、救護
	イ 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整
	ウ 義援金品の募集配布
5 日本放送協会 和歌山放送局	ア 防災知識の普及と警報等の周知徹底
	イ 災害状況及び災害対策等の周知徹底
6 西日本高速道路株式会社(関西支社)	ア 災害時における輸送路の確保
	イ 有料道路の災害復旧
7 電源開発株式会社(西日本支店 紀和事務所)、電源開発送変電ネットワーク株式会社(橋本送変電事業所)	ア ダム施設等の整備と防災管理
	イ 被災施設の調査と災害復旧

第1編 総則 第3章 防災関係機関の実施責任と業務の大綱  
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
8 日本通運株式会社 和歌山支店	ア 災害時における緊急陸上輸送
9 関西電力株式会社 関西電力送配電株式会社（橋本配電営業所）	ア 災害時の電力供給 イ 被災施設の調査と災害復旧 ウ ダム施設等の整備と防災管理
10 大阪ガスネットワーク株式会社 南部事業部	ア 災害時のガス供給 イ 被災施設の調査と災害復旧
11 日本郵便株式会社 橋本郵便局	ア 災害時における郵政事業運営の確保並びに災害特別事務の取扱い及び援護対策の実施 イ 被災郵政業務施設の復旧
12 KDDI 株式会社	ア 電気通信施設の整備と防災管理 イ 災害時における緊急通話の取扱い ウ 被災施設の調査と災害復旧
13 ソフトバンク株式会社	ア 電気通信施設の整備と防災管理 イ 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 ウ 被災電気通信設備の災害復旧
14 楽天モバイル株式会社	ア 電気通信施設の整備と防災管理 イ 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 ウ 被災電気通信設備の災害復旧

## 5-2 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
1 土地改良区	ア 土地改良施設の整備と防災管理 イ 農地及び農業用施設の被害調査及び災害復旧 ウ 農地湛水の防除施設の整備と活動
2 鉄道機関	ア 輸送施設の整備と安全輸送の確保 イ 災害対策用物資の緊急輸送 ウ 災害時の応急輸送 エ 被災施設の調査と災害復旧
3 バス機関	ア 災害時における被災者及び一般利用者等の輸送の確保 イ 災害時の応急輸送
4 輸送機関	ア 災害時における救助物資及び避難者の輸送の確保 イ 災害時の応急輸送
5 放送機関	ア 防災知識の普及と警報等の周知徹底 イ 災害状況及び災害対策等の周知徹底
6 医療機関	ア 災害時における医療救護の実施 イ 災害時における防疫の協力
7 ガス機関	ア 災害時のガス供給 イ 被災施設の調査と災害復旧

第1編  
総則

第2編  
計画  
災害予防

第3編  
応急対策計画  
地震災害

第4編  
対策計画  
風水害  
応急

第5編  
計画・復興計画  
災害復旧

第6編  
地震防災対策推進計画

資料編

## 6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
1 病院等経営者	ア 避難施設の設備と避難訓練の実施 イ 被災時の病人等の収容保護 ウ 災害時における負傷者等の医療、助産救護
2 社会福祉施設の経営者	ア 避難施設の設備と避難訓練の実施 イ 災害時における収容者の収容保護
3 学校法人	ア 避難施設の整備と避難訓練の実施 イ 災害時における教育の応急対策計画の確立と実施
4 農業協同組合 森林組合 漁業協同組合等	ア 市本部が行う農林水産関係の被害調査等応急対策への協力 イ 農林水産物等の災害応急対策についての指導 ウ 被災農林漁業者に対する融資又は斡旋 エ 農林漁業共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧 オ 飼料、肥料、その他資機材等の確保又は斡旋
5 商工会議所 商工会等商工業関係 団体	ア 市本部が行う商工業関係の被害調査等応急対策への協力 イ 救助用物資、復旧資機材の確保についての協力
6 金融機関	ア 被災事業者に対する資金融資
7 危険物及び高圧 ガス施設等管理者	ア 安全管理の徹底 イ 危険物及び高圧ガス施設等

第1編  
総則

第2編  
計画  
災害予防

第3編  
応急対策計画  
地震災害

第4編  
対策計画  
風水害応急

第5編  
計画・復興計画  
災害復旧

第6編  
地震防災対策推進計画  
南海トラフ

資料編

## 第4章 防災ビジョン

防災行政の基本として、その方向性を示すとともに、住民の防災意識を高めるため、防災ビジョンを定める。

なお、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により、地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する。

### 第1節 防災ビジョンの基本目標

#### 1 防災の目的

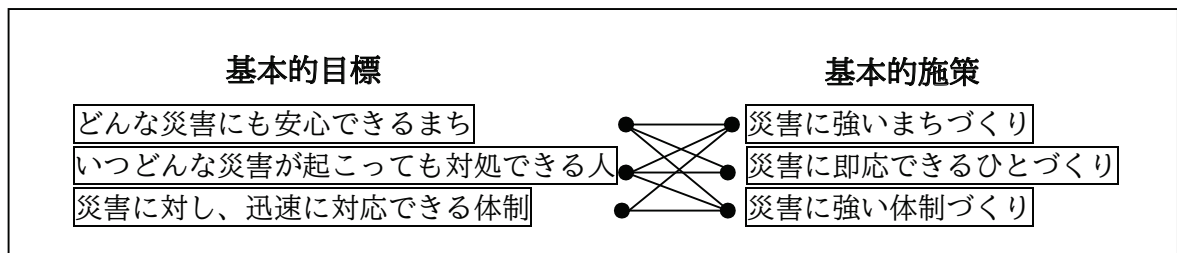
災害から市域内の人々の生命、身体及び財産を保護することが防災の目的である。その目的達成に向けて、防災ビジョンを掲げ、その達成に向けた施策を実現するため、本計画を策定する。

あらゆる災害から、市域並びに市民の生命、  
身体及び財産を保護すること

#### 2 防災ビジョン

防災ビジョンは、市における防災憲章となり、長期的総合的な視点に基づき、防災の目的を達成するための防災に関する基本的目標となる。

防災ビジョンの基本的目標と、その達成のための基本的施策は、次のとおりである。



#### 3 ビジョン達成への視点

市が抱える防災課題は多く、ビジョンと現実との隔たりは大きい。この隔たりを埋めるためには、多くの困難な問題を克服しなければならない。

このため、次の視点からこの課題を克服するものとする。

- ア 長期的展望に立つ。
- イ 短期の成果（形式的成果）だけにこだわらず、着実な前進を続ける。
- ウ 官民の合意形成と協働活動を目指す。
- エ あらゆる局面で、防災的視点をおろそかにしない。
- オ 危機管理体制を官民共に徹底させる。

## 第2節 防災ビジョン達成への施策

### 1 災害に強いまちづくり

#### (1) 目標

災害に対し、人々が安心して生活できる、次のような機能を持つまちづくりを目標とする。

- ア 災害を発生させない機能
- イ 被害を拡大させない機能
- ウ 安全地帯を維持確保する機能
- エ 緊急時の情報伝達機能

#### (2) 施策の大綱：災害に強いまちづくり

橋本のまちを「災害に強いまち」とするため、都市整備にあたって、防災的視点を取り入れ、次の施策の強化に努める。

- ア 道路、橋梁、鉄道等交通施設の整備、充実
- イ 防災空地の整備
- ウ 市街地の面的整備、住宅市街地（特に、木造密集住宅地）の防火性向上の推進
- エ 建築物の耐震不燃化と防災拠点の整備
- オ 災害に対して、被害を受けにくいライフラインの確保
- カ 通信、消防、水防等の応急対策用機器及び防災資機材並びに水利等の整備

### 2 災害に即応できるひとづくり

#### (1) 目標

「ひと」とは、市域の住民、市職員及び防災関係機関の職員である。防災に深い関心と理解をもち、災害時には自分の役割を踏まえて冷静沈着に行動できる次のような人の育成を目標とした、いわゆる個人一人ひとりのレベルアップをめざし、いつ、どのような災害が起こっても対処できる、次のようなひとづくりを目標とする。

- ア 災害から自分自身を守ることができる
- イ 災害時に家族・隣人等の安全を配慮する
- ウ 災害時に率先して防災活動に協力・従事する
- エ 災害状況に応じて適切な防災活動を行う

#### (2) 施策の大綱：災害に即応できるひとづくり

「災害に即応できるひとづくり」を行うため、次の施策の強化に努める。

- ア 防災教育による防災意識の高揚、知識、技術の普及
- イ 市民、事業所が取り組む防災訓練
- ウ 市民の防災関係組織や地域コミュニティ活動への参加
- エ 要配慮者と「共に生きる」やさしい心の育成

### 3 災害に強い体制づくり

#### (1) 目標

「まち」と「ひと」との連携がなければ、災害に対して十分な効果は期待できない。

災害に対する適切な備えと災害時の防災活動等を実行するため、次のような組織運営体制の確立を目標とした防災体制の強化を目指す。

- ア 計画的かつ効果的な防災施設と機器の整備
- イ 適切な情報に基づく的確な災害応急対策活動の決定と実施
- ウ 迅速かつ確実な情報伝達体制の整備
- エ 自主防災会の育成と強化
- オ 防災関係機関相互の協力体制の強化

#### (2) 施策の大綱：災害に強い体制づくり

「災害に強い体制づくり」を行うため、次の施策の強化に努める。

- ア 災害予防
  - (ア) 災害時における災害対策本部体制の意義と内容の周知徹底
  - (イ) 日常業務において、防災的視点を組み入れた事業、事務の遂行
  - (ウ) 防災関係組織、住民組織の相互連携及び育成強化、防災への協力体制の確立
  - (エ) 相互応援協定等による広域組織化
  - (オ) 民間業者との協定等による緊急時の協力体制の確立
  - (カ) 地域、職域コミュニティの形成
  - (キ) 災害応急対策体制の確立
- イ 災害発生時
  - (ア) 市及び防災関係機関は、平常業務体制から災害対策活動体制への迅速な移行
  - (イ) 医師会、区・自治会、商工会議所、自主防災組織等の迅速な立ち上げと、市及び防災関係機関との活動調整
  - (ウ) 部署、組織毎に定められた役割分担の遂行
  - (エ) 状況によっては、役割分担にこだわらない応援体制
  - (オ) 市民相互の助け合い、救助、救急、初期消火及び応急手当等
  - (カ) 緊急出動を要する事務のための出動体制

## 第5章 地震防災対策

### 第1節 地震防災対策アクションプログラム

市では、バランスのとれた自助・共助・公助による防災協働社会を実現し、安全・安心のまちづくりを目指すため、戦略的に地震防災対策に取り組んでいる。

地域防災計画の実効性を高め、本市が実施する地震防災対策を今まで以上に強化し、体系化して速やかに実施するため「橋本市地震防災対策アクションプログラム」として、総合的な地震防災対策に取り組んでいる。

## 第2節 地震防災施設緊急整備計画

県では、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づき、地震による災害から県民の生命、身体及び財産を保護するため、平成8年度に「地震防災緊急事業五箇年計画」を、平成13年度に「第2次地震防災緊急事業五箇年計画」を、平成17年度に「第3次地震防災緊急事業五箇年計画」を、平成23年度に「第4次地震防災緊急事業五箇年計画」を策定し、地震防災対策上、整備の緊急性の高い箇所・施設について整備を進めてきた。

さらに、平成28年3月に地震防災対策特別措置法が改正されたことから、平成28年度に「第5次地震防災緊急事業五箇年計画」を策定し、「第4次地震防災緊急事業五箇年計画」の未実施箇所や社会状況の変化によって新たに発生した整備の緊急性が高い箇所・施設について整備を進め、令和3年度には「第6次地震防災緊急事業五箇年計画」を策定し、今後も計画的に整備を進めていくこととしている。

本市においても、当該計画の実現に向け、県と適宜連携を図るとともに、関連する施設等の整備を計画的に進めることとする。